

(労働力調査及び就業構造基本調査)

審 査 メ モ

I 計画の変更

1 調査事項の変更等

(1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえた変更等

- ア 少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備
(就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係の把握関係)

労働力調査

「C2 仕事をしたいと思っていながら 現在仕事を探していないのは どうしてですか」

(特定調査票)

《選択肢の分割》

現在仕事を探していない理由の選択肢の一つである「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」を「出産・育児のため」と「看護・介護のため」に分割する。

[労働力調査 新旧対照表：4 ページ]

(審査結果)

就業抑制要因としては、「育児」等のほか、近年の高齢化の進展に伴い「介護」等のウェイトが大きくなってきていると考えられることから、非求職理由と介護との関係を把握・分析し、介護支援対策や仕事と生活との調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現に資するデータを提供するため、現在仕事を探していない理由の選択肢の一つである「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」を「出産・育児のため」(仕事が続けられそうにない)と「看護・介護のため」(仕事が続けられそうにない)に分割するものであり、適当であるとする。

就業構造基本調査

〔有業者に関する調査事項〕

「A7 この仕事にはいつついたのでですか」、「A9 現在より就業時間を増やしたいと思っていますか」

《調査事項(設問文)・位置の変更》

- ・ 「この仕事で就業時間を増やしたいと思っていますか」(旧)を「現在より就業時間を増やしたいと思っていますか」に設問文を変更し、当該設問の位置も変更する。
- ・ 「この仕事にはいつついたのでですか」の設問の位置を変更する。

[就業構造基本調査 新旧対照表：7 ページ]

(審査結果)

ワーク・ライフ・バランスの実現には、個人の置かれた状況に応じた多様な働き方を選択できる環境が確保される必要があることから、希望する就業時間と実際の就業時間とのミスマッチの状況をより一層詳細に分析するため、希望就業時間の調査対象を、従来の継続就業者(現在の仕事を今後も継続する意向を持っている就業者)のみならず、転職希望者等全ての就業者に拡大するものである。

しかしながら、「A9 現在より就業時間を増やしたいと思っていますか」の選択肢の「今

のままでよい」、「増やしたい」、「減らしたい」について更なる検討が必要であるとする。

(論点)

- 「A9 現在より就業時間を増やしたいと思っていますか」の選択肢は、「今のままでよい」、「増やしたい」、「減らしたい」と単純に増減を聞く形となっている。

本調査事項は、「ふだん仕事をしている人」が記入する事項であり、例えば、賃金が変わらなければ「今のままでよい」、賃金が変わらなければ「減らしたい」、賃金が減ってもよいから「減らしたい」といったように、いろんなケースが想定されるため、「賃金が変わらなければ」、「賃金が減ってもよいから」といったように何らかの前提をつける必要はないか。

【無業者に関する調査事項】

「B6 仕事を探したり開業の準備をしていないのはどうしてですか」

〈選択肢の変更〉

選択肢について、「育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」を「通学のため」と「出産や育児のため」に変更する。 [就業構造基本調査 新旧対照表：9ページ]

(審査結果)

非求職理由と出産・育児との関係を分析することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するデータを提供するため、通学と育児を分離するとともに、「その他」等に含まれていた出産についても育児の一部として把握するため育児と連記するものであり、適当であるとする。

「B9 収入になる仕事をしたいと思っていないのはどうしてですか」

〈選択肢の分割・変更〉

選択肢について、「育児のため」を「出産や育児のため」に、「家事（育児・介護・看護以外）のため」を「家事（出産・育児・介護・看護以外）のため」に変更する。

[就業構造基本調査 新旧対照表：9ページ]

(審査結果)

非就業希望と出産・育児との関係を分析することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するデータを提供するため、これまで「その他」等に含まれていた出産を理由とする非就業希望についても育児の一部として把握するものであり、適当であるとする。

【前職に関する調査事項】

「C3 どうして前の仕事をやめたのですか」

〈選択肢の変更〉

選択肢について、「収入が少なかった」、「労働条件が悪かった」を「労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）」、「育児のため」を「出産・育児のため」に変更する。

[就業構造基本調査 新旧対照表：10ページ]

(審査結果)

細分化していた離職理由について、可能な範囲で選択肢を統合し簡素化する一方、ワーク・ライフ・バランスの状況を的確に把握する観点から、これまで「その他」等に含まれていた出産を理由とする離職についても育児の一部として把握するものであり、適当であるとする。

〔育児・介護の状況に関する調査事項〕

「E 育児・介護の状況について」

〈調査事項の追加〉

「育児・介護の状況について」の設問を新たに追加する。

〔就業構造基本調査 新旧対照表：13 ページ〕

(審査結果)

今後の少子高齢化対策に資する基礎データを提供する観点から、就業と育児・介護との関係を把握するため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、「少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備」として、「就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する」とされたところであり、主に少子高齢化等の進展に対応した統計の整備に対応するものとして、就業と育児・介護との関係を詳細に捉える観点から、育児・介護の状況について把握するものであり、適当であると考ええる。

イ 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備

(実労働時間のより適切な把握関係)

労働力調査

「⑧ 月末1週間（ただし 12月 は 20日～26日）に仕事をした日数と時間」、 「⑨ 当月の1か月間に仕事をした日数」（基礎調査票）

〈調査事項の追加〉

既存の調査事項である「月末1週間の就業時間」に加え、「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を新たに追加する。

〔労働力調査 新旧対照表：1 ページ〕

(審査結果)

国際労働機関（ILO）の決議（2008年に開催された第18回国際労働統計家会議で採択された労働時間の測定に関する決議）において、年ベースの総実労働時間の把握に努めることが規定されており、また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、「実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する」とされている。

以上のことを踏まえ、年ベースの実労働時間を推計するために、所要の事項を追加するものであり、適当であると考ええる。

【参考】

ILOの国際基準（2008年に開催された第18回国際労働統計家会議で採択された労働時間の測定に関する決議）（抄）

国際的報告

- (1) 労働時間統計の国際的報告において、各国は少なくとも、以下の報告に努力すべきである。
 - (a) 年ベースの総実労働時間、及び
 - (b) （すべての仕事に関する）就業者1人当たり平均年間実労働時間、又は、
 - (c) 上記のものが不可能な場合、週当たりの平均実労働時間

就業構造基本調査

〔有業者に関する調査事項〕

「A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間」

〈選択肢の分割〉

1週間の就業時間について、選択肢の変更を行い、「65時間以上」を「65～74時間」、「75時間以上」に分割する。 [就業構造基本調査 新旧対照表：5ページ]

(審査結果)

1週間の就業時間の区分については、平成19年調査の際、それまで「60時間以上」だった区分を厚生労働省の過労死認定基準を参考にして、いわゆる長時間労働として「65時間以上」にしたものであるが、当該区分は平成19年調査の結果では有業者の6.4%と他の区分と比べても相当数を占めており、さらに、1年間の就業日数が300日以上の方では、26.0%にもなっている。このようなことから、長時間労働者の分析に資するため、65時間以上の者がおおむね半分になる75時間で区分することとしているものである。

しかしながら、本調査事項については、1年間の就業日数に係る選択肢や、1週間の就業時間に係る他の選択肢の区分について更なる検討が必要であると考えます。

(論点)

- ① 選択肢の中に「50日未満」とあるが、「調査票の記入のしかた」（平成19年調査）をみると、1年間に30日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」とするとあり、この選択肢だと「30日未満」も含まれることとなるが、適当か。また、報告者が記入するに当たって、紛れが生じない形となっているか。
- ② 平成19年調査の結果をみると、例えば、200～249日就業者については、「35～42時間」が、8,186,500人と総数21,501,400人の38%に及んでおり、他の選択肢に比べ集中している状況がみられる。このことを踏まえ、より詳細な実態を把握する観点から、40時間あたりで分ける必要はないか。

【参考】

厚生労働省の過労死認定基準（脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準）が、「過重負荷の有無の判断として、発症前1か月間におおむね100時間を超える時間外労働（ここでいう時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数）が認められる場合」であり、これを1週間当たりの就業時間に換算すると、65時間以上になる。

ウ 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備

（有期雇用契約期間等の実態把握関係）

労働力調査

「⑩ 従業上の地位」（基礎調査票）

〈選択肢の分割〉

既存の「常雇の人」を「常雇の人（有期の契約）」及び「常雇の人（無期の契約）」に分割する。 [労働力調査 新旧対照表：1ページ]

(審査結果)

我が国の企業における雇用は、いわゆる正社員を中心とした長期雇用システムを基本としてきた。その一方で、期間を定めて締結される労働契約は、我が国の雇用システムにおいて労使

のニーズに対応する雇用形態の一つとして用いられており、また、これについては、平成 16 年 1 月に改正された労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）において、1 回の契約期間の上限に係る規定（従来の原則 1 年から原則 3 年に延長）等が定められており、厚生労働省では、労働政策審議会答申「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」（平成 18 年 12 月 27 日）において、有期契約労働者については、「就業構造全体に及ぼす影響も考慮し、有期労働契約が良好な雇用形態として、活用されるようにするという観点も踏まえつつ、引き続き検討することが適当である」とされている。

本調査では、これまで雇用契約期間 1 か月未満の者を「日雇」、1 か月以上 1 年以下の者を「臨時雇」、1 年超及び期間の定めのない者を「常雇」としてきたが、今後、有期雇用契約の在り方について議論がなされることを踏まえ、その対象となる有期雇用契約者数を把握することが必要であり、また、非正規雇用の実態をより正確に把握する観点から、その形態の一つである有期雇用契約者を特定し、当該契約者数を推計するため、既存の「常雇」を「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割するものである。

また、今回の変更は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、「労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する」とされていることに対応するものでもある。

以上のことから、適当であると考ええる。

【参考】

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）
（契約期間等）

第 14 条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3 年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、5 年）を超える期間について締結してはならない。

- 一 専門的な知識、技術又は経験（以下この号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約
- 二 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約（前号に掲げる労働契約を除く。）

「A5 転職などを希望していますか」（特定調査票）

《調査事項の移動》

「転職などの希望の有無」の調査事項について、選択肢を簡素化（「別の仕事もしたい人」に係る選択肢の削除）の上、基礎調査票から特定調査票へ移動する。

[労働力調査 新旧対照表：4 ページ]

（審査結果）

「転職などの希望の有無」の項目は、転職希望の有る者・無い者別に、それぞれの各種属性（配偶関係、年齢、雇用形態等）との関係を把握し、転職の背景を分析するために設けている調査事項である。現行調査票となった平成 14 年以降の結果をみると、月々では季節的な変動があるものの、四半期の結果により傾向の把握が可能であり、また、年ベースでは就業者全体 6,000 万人のうち、約 1 割の 600 万人程度で大きな変化はないとして、転職・転業に係る選択肢を簡素化（「別の仕事もしたい人」に係る選択肢の削除）の上、基礎調査票から特定調査票へ移動し、毎月の調査項目から四半期ごとの調査項目へ変更するものであるが、把握する頻度が少なくなることの適否等について更なる検討が必要であると考ええる。

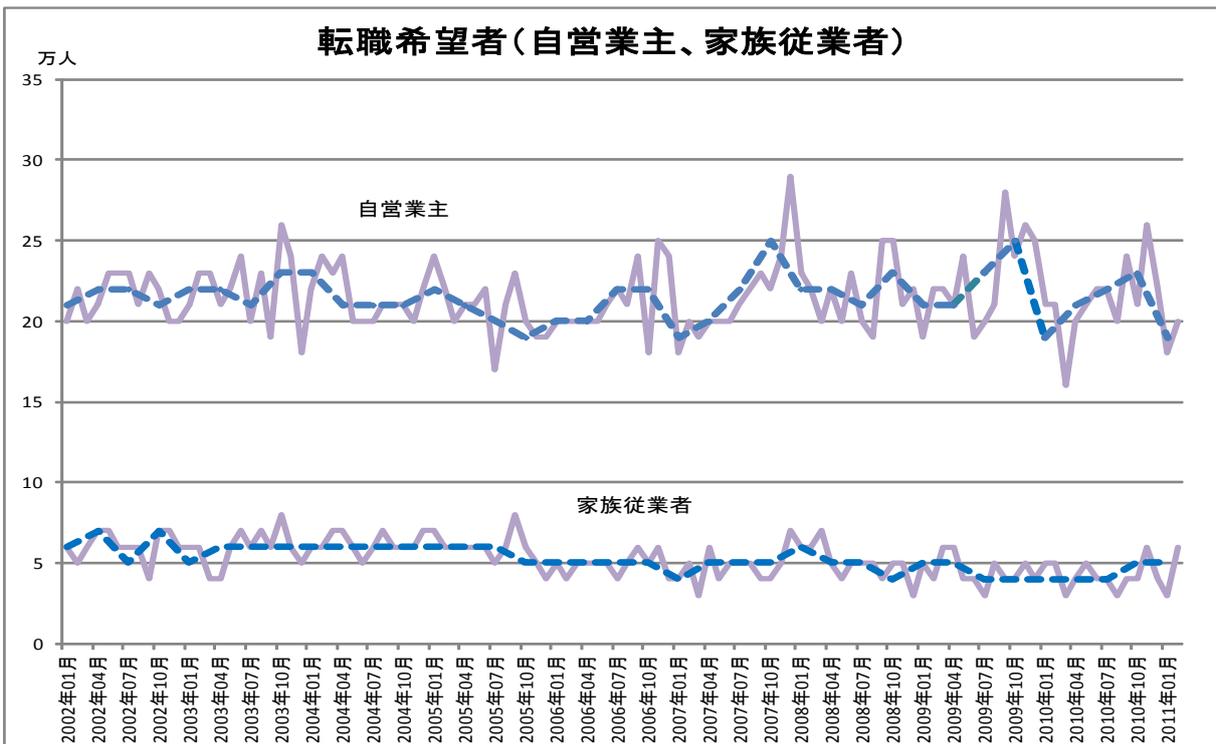
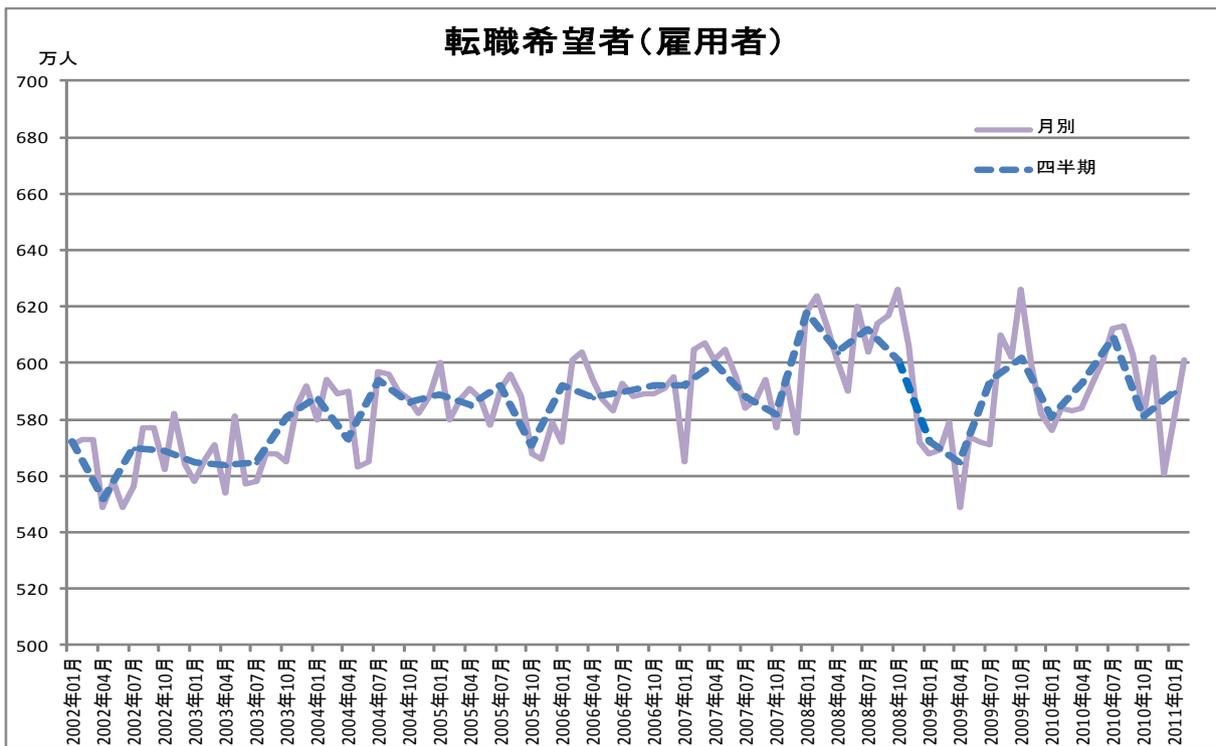
(論点)

- 転職希望者の状況の把握について、把握頻度が毎月から四半期ごとと少なくなり、かつ、サンプル数も1/4となるが、転職希望者の動向把握の観点から問題はないか。また、統計の継続性との関係からみて問題はないか。

【参考】

転職希望の有無の移動について

- ・ 転職希望者は、就業者約6,000万人のうち、約1割の600万人程度である。それらについて、雇用形態別、従業上の地位別、男女、年齢別に平成14年からの月別結果の推移をみた。



就業構造基本調査

〔有業者に関する調査事項〕

「A1 勤めか自営かの別・勤め先における呼称」、「A1の3 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」、「A1の4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか」

《調査事項の変更・追加》

- ・ 勤めか自営かの別等において、雇われている人について「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」の別を削除し、勤め先における呼称のみ問うよう変更する。
- ・ 雇われている人について、新たに「雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」（選択肢：「定めがない」、「定めがある」（1か月未満、1か月以上1年以下、1年超3年以下、3年超5年以下、その他）、「わからない」）及び「雇用契約の更新の有無・更新回数」を追加する。 [就業構造基本調査 新旧対照表：1ページ]

（審査結果）

非正規雇用の拡大が進む中、その実態を就業構造の面から把握し、データを提供することは有用と考えられる。

有期雇用契約の実態把握については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において調査事項の改善について検討するよう指摘されているところであり、これに対応し、雇用者についての「常雇」、「臨時雇」、「日雇」の区分に代えて、雇用契約期間の定めの有無や雇用契約期間について明確に把握できるようにしたものである。

従来の「常雇」、「臨時雇」、「日雇」の区分では、雇用契約期間が1か月未満を「日雇」、1か月以上1年以内を「臨時雇」、そのいずれにでもない人（実質上、1年超及び期間の定めのない場合）を「常雇」としていたが、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成16年1月から原則として上限が3年とされ、また、特例として上限が5年となる場合などがあるにもかかわらず、「常雇」では1年超の年数や、有期雇用契約でないことがわからないため、「雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」を調査することとし、併せて「雇用契約の更新の有無・更新回数」を設けることにしたものである。

しかしながら、労働力調査や他の調査結果との関係を踏まえ、更なる検討が必要であると考えられる。

（論点）

- ① 平成19年調査では、「勤めか自営かの別等」で雇われている人について「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」の別を把握していたが、これらを削除し、勤め先における呼称のみ問う形に変更するものであるが、その一方で、労働力調査では、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」の別をそのまま残し、さらに、既存の「常雇の人」を「常雇の人（有期の契約）」及び「常雇の人（無期の契約）」により詳細に分割し、把握することとしている。
このように、就業構造基本調査と労働力調査とで、異なる把握を行うこととしていることについて適当か。
- ② 平成23年有期労働契約に関する実態調査（厚生労働省、一般統計調査）の結果によれば、1回当たりの雇用契約期間別の事業所の割合は、「3ヶ月超～6ヶ月以内」が22.1%、「6ヶ月超～1年以内」が59.8%、「1年超～2年以内」が4.3%、「2年超～3年以内」が1.8%と「3ヶ月超～1年以内」で81.9%を占めている状況がみられる。
その一方で、就業構造基本調査の「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢は、「1

か月未満」、「1か月以上1年以下」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」とすることとしているが、有期労働契約に関する実態を把握する上で、このような選択肢の区分は適当か。

【参考】

労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（契約期間等）

第14条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、5年）を超える期間について締結してはならない。

- 一 専門的な知識、技術又は経験（以下この号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約
- 二 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約（前号に掲げる労働契約を除く。）

〔前職に関する調査事項〕

「C4 前の仕事の勤めか自営かの別・勤め先における呼称」

《調査事項の変更》

勤めか自営かの別等において、雇われている人についての「常雇」、「臨時雇」、「日雇」の別を削除し、勤め先における呼称のみ問うよう変更する。

〔就業構造基本調査 新旧対照表：11ページ〕

（審査結果）

「A1 勤めか自営かの別等」（旧：平成19年調査における調査事項）の「A1 勤めか自営か自営かの別・勤め先における呼称」への変更に伴い、「C3 前の仕事の勤めか自営かの別等」（旧）を同様に「C4 前の仕事の勤めか自営かの別・勤め先における呼称」への変更を行うものであり、「論点」に関し、就業構造基本調査と労働力調査とで、異なる把握を行うこととしていることについても同様（上記を参照）。

（2）統計法施行状況に関する審議結果を踏まえた変更等

（非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態の把握関係）

労働力調査

「① 勤め先における呼称」（基礎調査票）

《調査事項の移動》

「勤め先における呼称」の項目について、特定調査票から基礎調査票に移動する。

〔労働力調査 新旧対照表：1ページ〕

（審査結果）

非正規雇用の拡大が進む中、その動向をタイムリーに把握し、非正規雇用の実態に関するデータをより迅速に提供するため、「勤め先における呼称」を特定調査票から基礎調査票へ移動することにより、四半期ごとの集計項目から毎月の集計項目へ変更するものであり、適当であると考えている。

「⑫ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容」（基礎調査票）

《調査事項の変更》

派遣労働者の「勤め先・業主などの名称」について、従来の派遣元企業等の名称から、実際に労働力が投入されている派遣先企業等の名称を把握するものに変更する。

[労働力調査 新旧対照表：2ページ]

(審査結果)

現状では、派遣労働者は日本標準産業分類（平成19年11月改定）上派遣元の人材派遣業の産業である大分類「R サービス業（他に分類されないもの）」として集計されているが、国勢調査等の他の世帯向け調査と同様、産業別の労働投入量を把握するため、派遣労働者の「勤め先・業主などの名称」について、従来の派遣元企業等に係るものから、実際に労働力が投入されている派遣先企業等に係るものに改め、派遣先の産業での集計に変更するものであり、適当であると考えられる。

なお、従来の派遣元ベースでの結果についても、「勤め先における呼称」を特定調査票から基礎調査票へ移動したことにより、毎月の推計が可能となる。

「A4 どうして今の雇用形態についているのですか」（特定調査票）

《調査事項の追加》

「非正規雇用に就いた理由」を新たに追加する。

[労働力調査 新旧対照表：3ページ]

(審査結果)

労働力調査詳細集計（平成22年平均）によれば、非正規雇用者数は1,755万人であり、雇用者（役員を除く。）の非正規雇用者が占める割合は34.3%となっており、非正規雇用は近年拡大している。非正規雇用者には、自ら望んで非正規雇用を選択している者がいる一方、正規雇用の職がなく、やむを得ず非正規雇用に就いている者がいる。両者は雇用の不安定性に直面している点では変わらないが、やむを得ず非正規雇用に就いている者の中には、生計を担う立場にある人が含まれているとみられ、そうした人の希望を放置することは働く人にとって不幸であるばかりか高い意欲や能力を持つ働き手の減少、更なる少子化、社会の安定性の低下といった面で日本の経済社会に少なからぬリスクをもたらすということが社会問題化している。

このようなことから、近年拡大している非正規雇用者のより詳細な実態（配偶関係、収入、非正規雇用が本意か否か等）を把握し、非正規雇用の増加の背景や非正規雇用と育児・介護との関係を分析するため、「非正規雇用に就いた理由」を把握する調査事項を追加するものであるが、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」の選択肢について更なる検討が必要であると考えられる。

(論点)

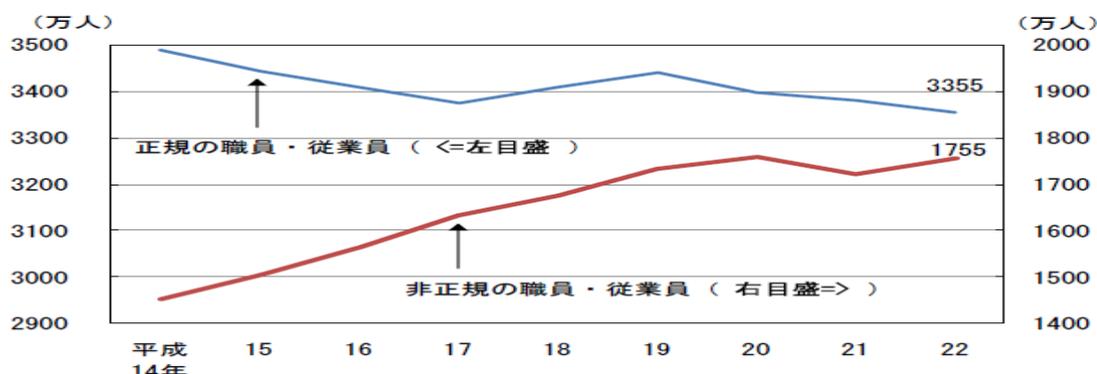
- 「非正規雇用に就いた理由」の選択肢の「家事・育児・介護等と両立しやすいから」について、育児と介護とでその内容が異なることや、他の調査事項では育児と介護を分けて把握している。このことを踏まえ、より詳細な実態を把握する観点から、例えば、「家事・育児と両立しやすいから」と「介護・看護と両立しやすいから」といった形で分けることが適当ではないか。

【参考】

平成22年平均の雇用者は5,111万人と、前年に比べ9万人の増加となった。このうち正規の職員・従

業員は 3,355 万人と 25 万人減少し、3 年連続の減少となった。一方、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員などの非正規の職員・従業員は 1,755 万人と 34 万人増加し、2 年ぶりの増加となった。

雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、平成 22 年平均で 34.3%と、前年に比べ 0.6 ポイントの上昇となり、比較可能な平成 14 年以降で最高となった。



(3) 東日本大震災の仕事への影響について把握するための追加

就業構造基本調査

〔東日本大震災の影響に関する調査事項〕

「F 東日本大震災（原子力発電所事故を含む）の仕事への影響」

《調査事項の追加》

「東日本大震災（原子力発電所事故を含む）の仕事への影響について」の設問を新たに追加する。 [就業構造基本調査 新旧対照表：14 ページ]

(審査結果)

- 1 本調査事項は、震災被災者について、被災による就業への影響を調査することにより、震災後の就業状況、震災による移動、就業異動の状況等を明らかにしようとするものである。
- 2 今回の震災における被災 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）の震災前の就業者数は約 270 万人で、壊滅的な被害を受けた沿岸部の市町村だけでも 80 万人程度の就業者がいた。また、震災による避難生活者の数も多数に上っている。（一時、最大 50 万人程度）

平成 24 年調査は、震災の翌年に行われることから、我が国の就業構造を明らかにする上で震災の影響は無視できるものではないと考える。また、被災地においては、雇用の実態を表すデータが求められており、震災後の離職者の数などのデータはあるが、震災により雇用にどのような影響があったのか、その後の雇用状況の変化などを詳細に捉えられるものはない。

さらに、避難先は全国に及ぶことから（平成 23 年 8 月 11 日時点で避難者数は約 8 万人、うち被災 3 県以外の都道府県への避難者数は約 6 万人）、本調査のような大規模標本により全国規模で調査することにより、各地への避難者の雇用の状況などを把握することも可能となる。

- 3 以上のことから、本調査事項は、今回の震災による居住地移動や就業異動の状況について把握するものであるが、調査の実施時点が、震災発生から約 1 年 7 か月後であることを踏まえ、留意すべき点について検討することが必要であると考えられる。

(論点)

- ① 東日本大震災以外の震災等(台風等)によって、仕事への影響があったとする報告者に対しては、どのような対応を行うこととしているのか。対応の仕方によっては、台風等の災害によって、仕事への影響、非難や住居移転等を余儀なくされた報告者の忌避感を招くことが懸念されるのではないか。
- ② 東日本大震災による「直接の被害」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。例えば、風評被害等による被害は全国に及んでいるものと考えられるが、報告者によっては「直接の被害」と捉える者もいるのではないか。
- ③ 本調査事項の調査結果は、具体的にどのような施策等に利活用されることを想定しているのか。

(4) その他

ア 教育区分について把握するための変更等

労働力調査

「E1 教育」(特定調査票)

〈選択肢の分割〉

「卒業」の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に分割する。

[労働力調査 新旧対照表：5ページ]

(審査結果)

学校基本調査(文部科学省、基幹統計調査)によると、大学院の在学者数は平成4年の約11万人から平成23年には約27万人と2.5倍の増加を示しており、これは、同時期の大学の在学者が213万人から256万人の増加率の1.2倍と比べても大きく、高学歴化に伴う大学院進学者の増加が著しいことを表している。

また、学歴は就業状況と密接に関連する事項であり、かつ、近年の高学歴化に伴い大学院卒業者の増加に伴い、大学院卒業者の研究職のポスト不足が顕在化し、いわゆるポストドクターの就職難などの問題が発生している。

このようなことから、大学院卒業者における学歴と就業状況の関係を把握・分析が可能となるよう、教育区分のうち既存の「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に分割するものであるが、これについて更なる検討が必要であると考ええる。

(論点)

- ① 学歴はプライバシー性の高い調査事項であり、経常調査において把握することに対し、忌避感を招くおそれはないか。
- ② 大学院卒業者の就業構造については、就業構造基本調査において継続的に把握しており、大学院卒業者(約138万人)が就業者(約6,000万人)に占める割合が約2.3%と小さい中で、四半期ごとに大学院卒業者と就業状況の関係を把握する必要性がどこまであるのか。
- ③ 本件変更事項の関連ではないが、「卒業」の選択肢が「小学・中学・高校・旧中」の括りとなっており、最近社会問題となっている高校中退者といった若年無業者の状況が必ずしも十分に捉えることができないのではないかとといった指摘に対してどのように考えるか。

就業構造基本調査

〔個人の属性に関する調査事項〕

「4 教育」

《調査事項の追加、選択肢の細分化》

- ・就学状況が「卒業」である人について、新たに「卒業時期」を問う調査事項を追加する
- ・学校区分の選択肢について、「専門学校」を修業年限別の3区分（「1年以上2年未満」「2年以上4年未満」、「4年以上」）に細分化する。

〔就業構造基本調査 新旧対照表：1ページ〕

（審査結果）

- 1 学卒時の経済情勢が、その後の就業状態や雇用形態（正規雇用、非正規雇用等）に大きく影響していることが考えられることから、卒業時期とその後の就業実態や雇用形態などの関係を明らかにするため、卒業時期を把握するものであり、その必要性は認められると考える。
しかしながら、卒業時期については、若年層（15～24歳）の失業率は、昭和62年（1987年）頃まで上昇傾向で推移し、その後やや低下し、平成5年（1993年）頃から再び上昇傾向となったとして、卒業時点がこれらの時期を含む範囲とし、卒業後30年を基準として、「昭和57年（1982年）以前」と「昭和58年（1983年）以後」で分けているが、このような分け方で卒業時期とその後の就業実態や雇用形態などの関係をより適切に把握できるのか、更なる検討が必要であると考えます。
- 2 「専門学校」については、それまで「短大・高専」の区分に含まれていたが、平成19年調査時において、専修学校（専門課程）在学者数が短期大学又は高専の在学者数よりも多いこと、専門学校が把握している職業訓練の状況の把握に資することなどから、選択肢に追加したところである。
しかし、本調査では、「専門学校」の定義について専修学校専門課程（修業年限2年以上のもの）としているため、従来の選択肢では学校区分上の大学・大学院と同等にあたる修業年限4年以上の専門学校も含まれてしまうこと、また、修業年限2年未満のものなどが誤って入り込んでいる可能性もあるため、学校区分に応じた（「短大・高専」に相当する）学校を正確に捉える観点から、専門学校を修業年限別の3区分に細分化することとしたものであるが、更なる検討が必要であると考えます。

（論点）

- ① 卒業時期について、卒業後30年を基準として、「昭和57年（1982年）以前」と「昭和58年（1983年）以後」で分けているが、このことについては適当か。
- ② 卒業時期について、本調査事項では「卒業年」（昭和58年（1983年）以後）を把握することとしているが、結果表ではどのような経年数ベースの表章を考えているのか。
- ③ 専門学校の修業年数について、「1年以上2年未満」、「2年以上4年未満」、「4年以上」の3区分に細分化することとしているが、平成22年学校基本調査結果では、全体の生徒数615,418人のうち、「2年以上4年未満」が506,746人と82.3%の出現となっている。このような中で、今回の選択肢の細分化は適当か。また、「1年以上2年未満」の「4年以上」はあまり出現されない状況の中で、把握する必要性がどこまであるのか。
- ④ 「就学状況」の選択肢に「在学したことがない」があるが、そもそも、15歳以上で、「小学・中学」を含め、ここに記入する者はどれくらいいるのか。平成19年調査の結果表にもみられないようである。なぜ、この選択肢を設けているのか。引き続き、当該選択

肢を設ける必要があるのか。

イ 社会保険の受給状況について把握するための変更等

就業構造基本調査

〔個人の属性に関する調査事項〕

「6 収入の種類」

《選択肢の追加、統合》

「収入の種類」を世帯全体の収入から世帯員ごとの収入を把握できるよう社会保障給付に係る選択肢の追加とともに、事業収入に係る選択肢を統合する。

- ・「年金・恩給」、「雇用保険」を社会保障給付の内訳として明記し、「その他の給付」を追加する。
- ・「農業収入」、「その他の事業収入」→「事業収入（農業収入を含む）」

[就業構造基本調査 新旧対照表：3ページ]

(審査結果)

「収入の種類」は就業状況と密接に関連する事項であるが、このうち社会保障給付による収入について、雇用保険等の加入状況に関し過去の世帯を対象とする統計調査とそれに関係する業務統計との間にかい離が見受けられる等の状況を勘案すると、把握単位が従来の「世帯」では必ずしも十分正確に調査できないおそれがあるため、これを「世帯員」に変更するものである。これについては、セーフティネットとしての社会保障給付について、世帯単位で正確に把握することができないため、収入の種類を個人単位にすることにより失業者や高齢者など個人における受給状況について把握しようとするものである。

なお、社会保障給付については、これまで「その他」の中に含まれていた生活扶助、児童手当、障害者手当等を含む「他の社会保障給付」を分離し、「年金・恩給」、「雇用保険」とともに社会保障給付として一括りとしたものである。

また、平成19年調査の結果から、「農業収入」を主な収入とする世帯は全体の約1%であることから、「その他の事業収入」（約6%）と選択肢を統合するものである。

以上のことから、適当であると考える。

【参考】

- 雇用保険等の加入者数

(単位：千人)

区 分	世帯統計	事業統計
	国民生活基礎調査 平成16年6月10日	平成16年6月末
雇用保険		
雇用保険被保険者	29,864	34,783
年金保険		
国民年金第一号被保険者	19,114	22,047
国民年金第三号被保険者	11,057	11,040

雇用保険：雇用保険事業年報

年金保険：社会保険事業月報

ウ 農林漁業への就業希望者について把握するための変更等

就業構造基本調査

〔無業者に関する調査事項〕

「B3 どのような種類の仕事につきたいのですか」

《選択肢の変更》

選択肢について、以下の変更を行う。

- ・「農林漁業職」を追加
 - ・「製造・生産工程」→「製造・生産工程職」
 - ・「建設・労務」→「建設・採掘職」
 - ・「運輸・通信職」→「輸送・機械運転職」
- 〔就業構造基本調査 新旧対照表：8 ページ〕

(審査結果)

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において農林水産分野の成長産業化が掲げられており、潜在的な農林水産分野への就業希望者を把握するため、「農林漁業職」を追加するとともに、日本標準職業分類の改定（平成 21 年 12 月 21 日）に伴い選択肢の見直しを行うものである。

しかしながら、無業者と有業者とでは、把握する内容が異なることについて更なる検討が必要であると考ええる。

(論点)

- 有業者については職種及び産業に係る情報を把握することとしているが、無業者については職種のみを把握することとしているのはなぜか。産業（介護、福祉等）について把握することも有益であると考ええる。

エ 居住地及び年収について把握するための変更等

就業構造基本調査

〔個人の属性に関する調査事項〕

「5 居住地について」

《調査事項の変更》

「1 年前の居住地」に代わり、「居住開始時期」、「転居の理由」及び「転居前の居住地」を問う調査事項に変更する。

〔就業構造基本調査 新旧対照表：2 ページ〕

(審査結果)

「居住開始時期」、「転居の理由」及び「転居前の居住地」については、転勤、離・転職等による労働移動及び転居の実態を把握するため、平成 14 年調査に導入したものであるが、平成 19 年調査において、報告者負担の軽減の観点から「1 年前の居住地」を把握する項目に変更したところである。

しかしながら、平成 19 年調査計画の諮問に対する統計審議会の答申（平成 18 年 12 月 8 日統審議第 11 号）の「今後の課題」において、近年の就業の実態をよりの確にとらえる観点から、次回以降の調査においては、「居住地の移動の理由」について、調査事項の項目の周期性を含めて把握を検討する必要があるとの指摘がされている。

今回の調査事項の変更は、平成 19 年調査計画の諮問に対する統計審議会の答申の「今後の

課題」に対応するものであり、また、時系列的な比較を可能にする観点からのものである。

しかしながら、「(2) あなたはなぜ現在の場所に住むことにしたのですか」の項目について、報告者の観点から更なる検討が必要であると考え。

(論点)

- 「(2) あなたはなぜ現在の場所に住むことにしたのですか」の項目について、長期間「現在の場所」に居住している者などにとって、転居の理由について客観的に答えることができるか疑問と考えられる中で、本調査事項を設けている理由、把握しようとする目的は何か。その理由や目的に即して、報告者を限定することが適当ではないか。(例えば、20 数年など一定期間以上同一場所に居住している者、生まれてから当該居住地に住んでいる者などにとって、おもな理由一つをマークするに当たってかなり戸惑うのではないかと考えられる。)

〔有業者に関する調査事項〕

「A6 この仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)」

〈選択肢の分割〉

主な仕事からの1年間の収入について、選択肢の変更を行い、「1000～1499万円」を「1000～1249万円」と「1250～1499万円」に分割する。

[就業構造基本調査 新旧対照表：6ページ]

(審査結果)

平成19年調査結果から収入階級別の分布をみると、800～899万円が2.4%、900～999万円が1.6%、1000～1499万円が2.5%、1500万円以上が0.8%と、1000～1499万円の区分は前後の区分に比べやや多くなっている。これはこの階級幅が他に比べて広いためである。

このようなことから、所得(主な仕事からの収入・収益)階級については、世帯全体の年間収入の区分とも整合的にするため、高所得者階級をより詳細に把握するために分割するものであり、また、世帯全体の年間収入の区分とも整合的となり、適当であると考え。

オ 調査事項の削除

労働力調査

「A6 今の仕事について収入は増えましたか 減りましたか」(旧)(特定調査票)

〈調査事項の削除〉

「転職に伴う収入の増減」の調査事項を削除する。 [労働力調査 新旧対照表：4ページ]

(審査結果)

「転職に伴う収入の増減」については、転職が収入の増加にどの程度寄与しているかを把握し、転職の背景の分析のために設けていた調査事項である。

しかし、収入の増減割合について時系列的にみると、「前の仕事より増えた」が3割、「前の仕事とほぼ同じ」が3割、「前の仕事とほぼ同じ」が3割とほぼ一定で大きな変化がない状況である。

このように、時系列的に大きな変化はないことや、他の調査事項の追加に伴い、報告者の負担軽減に配慮する必要があることから、他の調査事項と比べた場合の優先度などを勘案し、本調査事項を削除するものであり、やむを得ないものとする。

【参考】

転職に伴う収入の増減の状況

男女	実数（万人）				割合（％）		
	総数	前の仕事より収入が増えた	前の仕事より収入がほぼ同じ	前の仕事より収入が減った	前の仕事より収入が増えた	前の仕事より収入がほぼ同じ	前の仕事より収入が減った
H18年平均	346	117	100	127	33.8	28.9	37.3
19	346	117	99	127	34.1	28.9	37.0
20	335	109	96	127	32.8	28.9	38.3
21	319	84	88	145	26.5	27.8	45.7
22	282	80	80	119	28.7	28.7	42.7

就業構造基本調査

「(旧) A9 どうしてこの仕事についてのですか」

《調査事項の削除》

従来把握していた「現職への就業理由」の調査事項を削除する。

[就業構造基本調査 新旧対照表：8ページ]

(審査結果)

「現職への就業理由」は、「前職の離職理由」との関係から転職の実態を分析するために設けていた調査事項であるが、平成19年調査結果をみると「学校を卒業した」（20.7%）、「収入を得る必要が生じた」（15.3%）、「その他」（21.1%）と3項目で約6割を占めており、これらは平成14年調査とほとんど変化がない状況である。

このように、時系列的に大きな変化がないことや、他の調査事項の追加に伴い、報告者の負担軽減に配慮する必要があることから、他の調査事項と比べた場合の優先度などを勘案し、本調査事項を削除するものであり、やむを得ないものとする。

「(旧) C6 勤め先・業主などの企業全体の従業者数」

《調査事項の削除》

従来把握していた「前職の企業全体の従業者数」を削除する。

[就業構造基本調査 新旧対照表：11ページ]

(審査結果)

「前職の企業全体の従業者数」は、前職の企業規模が現職の企業規模や雇用形態にどのように影響を与えているかを分析するために設けていた調査事項であるが、時系列的に大きな変化はなくなり、把握する必要性が他の調査事項と比べ低いと考えられるため、報告者負担の軽減等も勘案し削除するものであり、やむを得ないものとする。

なお、「前職の企業全体の従業者数」は、労働力調査の特定調査票において把握しているところである。

【参考】

前職の従業者規模別転職就業者数

区分	総数	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	官公庁など
平成19年調査 転職就業者数	12,052,800	1,772,400	2,098,700	2,118,000	1,881,800	1,373,900	2,090,900	637,000
構成比	100.0%	14.7%	17.4%	17.6%	14.0%	11.4%	17.3%	5.3%
平成14年調査 転職就業者数	11,829,300	2,015,000	2,222,300	2,116,500	1,633,300	1,214,800	1,891,400	532,600
構成比	100.0%	17.0%	18.8%	17.9%	13.8%	10.3%	16.0%	4.5%
昭和43年 転職者（千人）	1,347	271	245	255	166	133	206	66
構成比	100.0%	20.1%	18.2%	18.9%	12.3%	9.9%	15.3%	4.9%

注）転職前後ともに雇用者、昭和43年は1年間の転職者

（就業構造基本調査の結果から）

〔9月末1週間の就業状態に関する調査事項〕

「(旧) E 9月末1週間の就業状態について」

《調査事項の削除》

従来把握していた「9月末1週間の就業・不就業の状態」を削除する。

〔就業構造基本調査 新旧対照表：12 ページ〕

(審査結果)

本調査事項は、雇用情勢等の地域別実態をきめ細かく捉えることを目的に、平成14年調査及び平成19年調査の2回にわたり調査してきたが、ふだんの就業及び不就業の状態（以下「ユージュアル・ベース」という。）と月末1週間の就業及び不就業の状態（以下「アクチュアル・ベース」という。）の調査事項のクロス集計に基づく結果を分析したところ、就業状態が整合的でないものはごくわずかであったことから、ユージュアル・ベースの項目のみを調査することとし、アクチュアル・ベースの調査事項を削除するものであり、やむを得ないものとする。

【参考】

有業者全体（約6,600万人）のうち、整合的でない有業者（アクチュアルでは就業者以外）は約60万人（有業者の約0.9%）であった。このうち、通学や家事が主な有業者でたまたま仕事をしていなかった人が約19万人おり、これらを除くと約41万人（有業者の約0.6%）が整合的でない有業者ということになるとのことである。一方、無業者（約4,400万人）については、整合的でない無業者（アクチュアルでは就業者）は約69万人（無業者の約1.6%）であったが、このうち、通学、家事などの人がたまたま仕事をして「通学のかたわら仕事」や「家事のかたわら仕事」となった人を除くと、約38万人（無業者の0.9%）が整合的でない無業者ということになるとのことである。

カ 調査事項の検討

労働力調査

「④ 配偶の関係」（基礎調査票）

《選択肢の並び》

選択肢の順番が「未婚」、「配偶者あり」、「死別・離別」となっていることについて

(論点)

- 基礎調査票では、婚姻歴の有無で選択肢を配置しているとしているが、「配偶者の有無は届出の有無に関係なく記入してください」とあり、この設問内容からみて、配偶者のあり、なしに即した流れとして、「配偶者あり」、「未婚」、「死別・離別」の順番に選択肢を設けるべきではないか。

なお、全国の世帯及び世帯員を対象として実施している国民生活基礎調査（厚生労働省、基幹統計調査）では、「配偶者の有無」に係る調査事項の選択肢は、「1 配偶者あり」、「2 未婚」、「3 死別」、「4 離別」の順番としているところ（四つの選択肢を設けている。）。

「⑥ 探している仕事について」（基礎調査票）

《選択肢の文言》

選択肢の文言が「かたわらにしていく仕事」となっていることについて

(論点)

- 基礎調査票では、この調査事項の欄は仕事をしておらず、新たに仕事を探している者が

回答する設問とされ、主に家事や通学をしながらの仕事を用いて「かたわら」の文言を用いているが、「かたわら」の文言が一般的になじみの薄い言葉であると考えられることから、これに代わる適当なものはないか。

「⑩ 従業上の地位」（基礎調査票）

《説明書き》

以下の説明書きとなっていることについて

- ・ 常雇の人（有期の契約）とは 雇用契約期間が1年超の人をいいます
- ・ 臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます
- ・ 日雇の人とは 雇用契約期間が1か月未満の人をいいます

（論点）

- 計画案では、雇用契約期間の長さに即して、常雇の人（有期の契約）、臨時雇及び日雇の説明をしており、雇用契約期間については「1年超」→「1か月以上1年以下」→「1か月未満」となっているが、説明の流れからみると、「1年超」→「1年以下1か月以上」→「1か月未満」の順となるのではないか。

したがって、「臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます」を「臨時雇の人とは 雇用契約期間が1年以下1か月以上の人をいいます」とするほうが適当ではないか。

就業構造基本調査

「7 あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか」

《調査事項の枠囲み等》

説明書き、調査事項の配置について

（論点）

- この調査事項だけ、①～⑥や、A～Gのように、調査票上、枠で囲まれていないため、報告者に回答されないことが懸念される。他の項目と同様、本調査事項を枠で囲んで、記入漏れに資する措置を講じることが適当ではないか。
- 注書きが、調査票上、左右に分かれていて見にくいと考えられるので、例えば、「仕事をしている人」と「仕事をしていない人」の選択肢を左側に寄せ、現在左側にある四つの注書きを、右側に寄せてひとまとめにしたほうがよいのではないか。

2 調査方法の変更

（1）インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大

就業構造基本調査

平成19年調査で一部地域（8都県の9市2区）において試験的に導入したインターネットを利用して回答を行う方式について、その対象地域を拡大（原則として、都道府県庁所在地、政令指定都市及び人口30万以上の市）して実施する。

（審査結果）

統計局が実施する世帯を対象とした大規模調査（周期調査）におけるインターネットを用いた回答方式（オンライン調査）は、平成19年調査において初めて導入し、その後他の調査に

において導入しているところである。

対象地域については、平成 19 年調査では世帯調査において初めて導入することを踏まえ、不測の事態も想定したサポート可能な規模として、8 都県の 9 市 2 区（全国で約 900 調査区を対象、約 3 万人規模）で実施したところであるが、平成 22 年国勢調査では東京都において全区市町村で実施、平成 23 年社会生活基本調査では全都道府県（都道府県直轄）で実施するなど、調査環境の変化等に対応すべく対象範囲を拡大している。

平成 24 年調査では、このような取組の下で 2 巡目の実施となることから、対象地域を全国的な範囲に拡大するもので、都道府県庁所在地、政令指定都市及び人口 30 万人以上市を対象（標本調査区の約 40%、約 12,000 調査区）とすることとしている。

このことは、調査の円滑な実施に資するものであるが、実施に当たって留意すべき点などについて確認しておくことが必要であると考ええる。

（論点）

- ① 報告者のうち、例えば、世帯の中で、親は調査票で回答、子どもはインターネットで回答といった場合には、どのような対応を講じることとしているのか。
- ② インターネットの対象地域が拡大することにより、一般的に都市部の地域はインターネット、都市部以外の地域は調査票による回答となるが、例えば、インターネット対象地域と調査票による回答地域が隣接するケースが少なからずみられるものと考えられる。このような場合、相互に混在して紛れが生じないようにするため、どのような措置を講じることとしているのか。

【参考】

オンライン調査の対象地域の拡大の状況

区 分	平成24年調査	平成19年調査
調査区数	約12,000調査区 標本調査区の約40%	911調査区 標本調査区の3%
市町村数	122市（特別区は1市とカウント） 対象市町村の約7%	9市と特別区2区 対象市町村の約0.5%
世帯数	約180,000世帯 標本世帯の約40%	約14,000世帯 標本世帯の約3%
対象人員	約390,000人 標本対象人員の約40%	約29,200人 標本対象人員の約3%

※対象市町村数は、約 1,700 市町村

（2）コールセンターの設置

就業構造基本調査

本調査に関する報告世帯からの照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置する。

（審査結果）

調査に関する照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置することとしている。

コールセンターは、平成 19 年調査でも設置しているが、オンライン調査対象世帯への対応のみならず、調査対象世帯全てに対応するものであり、平成 24 年調査の実施に当たっては、オンライン調査の導入範囲の拡大のほか、調査全般についての変更点を勘案して、コールセン

ターの設置期間、回線数等の拡充を検討することとしている。

これについては、調査方法を一部変更することに伴い、都道府県における照会対応業務等が増加することを踏まえ、都道府県の事務負担の軽減を図るものであり、調査の円滑な実施に資するものであるが、実施に当たって留意すべき点などについて確認しておくことが必要であると考え。

(論点)

- 平成 19 年調査時の照会実績等はどうなっているのか。(設置期間を通じた日ごとの照会実績の状況、受付時間ごとの照会実績等)
- 平成 19 年調査におけるコールセンターの設置、運営等について、うまくいった点、改善すべき点としてどのようなものがあるのか。

【参考】

平成 19 年調査におけるコールセンターの設置状況

設置期間 8 月 16 日～10 月 15 日

受付時間 午前 9 時～午後 9 時

電話回線 8 月 16 日～8 月 31 日 10 席

9 月 1 日～ 9 月 22 日 5 席

9 月 23 日～10 月 15 日 30 席

3 集計事項の変更

労働力調査

調査事項の追加・充実を踏まえ、①非正規雇用の実態把握に関する集計、②年ベースの総実労働時間の推計に資する集計等を充実する。

就業構造基本調査

調査内容の変更に伴い、①非正規就業の実態把握に資する集計、②少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計、③ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計を充実させるとともに、地域別結果の利用の促進を図る観点から、これまでの地域区分(全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口 30 万以上の市)に加え新たな地域区分(県内ブロック)による集計を行う。また、東日本大震災と雇用との関係の把握に資する集計を行う。

(審査結果)

調査事項の充実に伴って集計の充実を図ることは、政策課題を検討するための有用な情報の追加とともに、利用ニーズに応えることとなる。

しかしながら、具体的にどのような情報が提供されることとなり、どのような分析が可能となるか、どのような結果が予想されるのか、表章区分は適当かについて確認しておくことが必要である。

(論点)

- ① 今回の調査事項の変更に伴い、追加・変更のある結果表の表章はどうなるのか。特に、以下のように、「公的統計の整備に関する基本的な計画」等を踏まえた調査事項の変更等については、どのような結果表となるのか。

- ・ 非正規雇用、非正規就業の実態把握に資する集計
 - ・ 年ベースの総実労働時間の推計に資する集計
 - ・ 有期雇用契約期間の実態把握に資する集計
 - ・ 少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計
 - ・ 東日本大震災と雇用との関係の把握に資する集計 等
- ② 地域区分(全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口 30 万以上の市)に加え、新たな地域区分(県内ブロック)による集計を行うこととしているが、「県内ブロック」はどのような考え方により設計されているのか。また、結果表はどのようなものとなるのか。
- ③ 地域区分(県内ブロック)の結果表については、推計に用いる基準人口(ベンチマーク)を作成することが必要となるが、人口 30 万人の市のほか、県庁所在地でも人口 10 万人台のところもあり、このような地域においてベンチマークの作成は可能か。また、精度はどのくらいを見込んでいるのか。

II 基幹統計の指定の変更(名称の変更)

「労働力調査」及び「就業構造基本調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計調査である労働力調査及び就業構造基本調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「労働力調査」及び「就業構造基本調査」から適切な名称(案：労働力統計、案：就業構造基本統計)に変更する。

(論点)

- 基幹統計調査は、公的統計の中核をなす「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査であり、このため、報告者に対し、報告義務が課しており、調査の結果は当該基幹統計の全部又は一部として公表される。

このような中で、総務省が実施する基幹統計調査の調査結果である基幹統計の名称については、紛れが生じない適切な名称とすべきであり、既存の基幹統計の名称との関係を含め、検討することが必要と考える。

[労働力調査関係]

名称案	総務省労働力統計	労働力調査統計	労働力統計
メリット	・就業状況、失業者、失業率を把握するため、総務省(統計局)が実施・公表している基幹統計であることが明示的であり、紛れが生じない。	・労働力調査から得られた結果から作成された統計であることを端的に示している。	・就業状況、失業者、失業率に関する基幹統計であることを端的に示している。 なお、英語名「Labour Force Survey」はイギリス、カナダ等と同じ表記
デメリット	・総務省(統計局)が実施・公表している基幹統計の中に、省名を付したものと付さないものが混在する。	・新統計法上、統計とそれを作成する手段である統計調査を概念上区分しているが、これらが一体となった名称である。	・「労働力」という名称の概念が幅広いため、総務省(統計局)が実施・公表している基幹統計とみられない懸念がある。

審査メモで示された論点に対する回答（総務省統計局）

※審査メモの論点の順番に沿って掲載している。

1 調査事項の変更等

就業構造基本調査

「A7 この仕事にはいつついたのですか」、「A9 現在より就業時間を増やしたいと思っ
ていますか」

- 「A9 現在より就業時間を増やしたいと思っ
ていますか」の選択肢は、「今のままで
よい」、「増やしたい」、「減らしたい」と単純に増減を聞く形となっている。
本調査事項は、「ふだん仕事をしている人」が記入する事項であり、例えば、賃金が変
わらなければ「今のままでよい」、賃金が変わらなければ「減らしたい」、賃金が減っ
てもよいから「減らしたい」といったように、いろんなケースが想定されるため、「賃金
が変わらなければ」、「賃金が減ってもよいから」といったように何らかの前提をつける
必要はないか。

(回答)

就業時間の増減希望と賃金との関係に関する様々なケースについて、限られた調査票の
スペースの中ですべて書き分けて把握することは困難である。また、就業時間の増減希望
は必ずしも賃金だけに依存するものでもないと考えられる（例えば育児・介護との関係な
ど）。なお、この質問は、前回まで就業継続希望者のみに限定して尋ねていたものを、追加
就業希望者や転職希望者も含めて回答できるように質問の位置を変更したものである。

「A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間」

- ① 選択肢の中に「50日未満」とあるが、「調査票の記入のしかた」（平成19年調査）をみ
ると、1年間に30日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」とするとあり、この
選択肢だと「30日未満」も含まれることとなるが、適当か。また、報告者が記入するに
当たって、紛れが生じない形となっているか。
- ② 平成19年調査の結果をみると、例えば、200～249日就業者については、「35～42時間」
が、8,186,500人と総数21,501,400人の38%に及んでおり、他の選択肢に比べ集中して
いる状況がみられる。このことを踏まえ、より詳細な実態を把握する観点から、40時間
あたりで分ける必要はないか。

(回答)

- ① 仕事があつたりなかつたりする人や、忙しいときだけ家業を手伝う人などで、ふだん
の就業状態がはっきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上仕事をしている場
合を「仕事をしている」としているもので、ふだん「仕事をしている」と認識してい
る人であれば、30日未満が含まれる場合もある。
- ② 回答肢の区分は、各種制度等も勘案し、以下のとおり設定しているものである。今回
は、長時間労働が増加し、社会問題にもなっていることから長時間の区分（65時間以上）

を二つに分けたものである。「35～42 時間」については、仮に区分を見直した場合、他の区分の時系列比較にも影響が出る可能性があることから慎重に考える必要がある。

20 時間は、パートタイム労働者の雇用保険への加入要件

30 時間は、国際比較（OECDにおけるパートタイム労働者の定義）

35 時間は、「短時間労働者」としての目安

65 時間は、労災認定基準

その他は、時系列比較のため過去の区分を継続

なお、35～48 時間は、昭和 62 年調査まで 2 区分（35～42 時間及び 43～48 時間であったが、その後、新たな法律の施行（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年六月十八日法律第七十六号）」）などを考慮し、43～48 時間の区分について 46 時間で分割した経緯がある。

労働力調査

「A 5 転職などを希望していますか。」（特定調査票）

- 転職希望者の状況の把握について、把握頻度が毎月から四半期ごとと少なくなり、かつ、サンプル数も 1/4 となるが、転職希望者の動向把握の観点から問題はないか。また、統計の継続性との関係からみて問題はないか。

（回答）

この項目は、個人の意識を聞く項目であり、月次で大きく変わることは少ないと考えられる。このため、他の意識項目と合わせて、特定調査票にまとめて配置したものである。

特定調査票に移すことにより毎月のサンプル数は 1 / 4 となるが、四半期平均で公表することから、他の特定票項目と同様の結果精度であり問題ない。

また、図のとおり、四半期平均をみることで、傾向は十分把握が可能である。

就業構造基本調査

「A 1 勤めか自営かの別・勤め先における呼称」、「A 1 の 3 雇用契約期間の定めの有無及び 1 回当たりの雇用契約期間」、「A 1 の 4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか」

- ① 平成 19 年調査では、「勤めか自営かの別等」で雇われている人について「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」の別を把握していたが、これらを削除し、勤め先における呼称のみ問う形に変更するものであるが、その一方で、労働力調査では、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」の別をそのまま残し、さらに、既存の「常雇の人」を「常雇の人（有期の契約）」及び「常雇の人（無期の契約）」により詳細に分割し、把握することとしている。
このように、就業構造基本調査と労働力調査とで、異なる把握を行うこととしていることについて適当か。
- ② 平成 23 年有期労働契約に関する実態調査（厚生労働省、一般統計調査）の結果によれば、1 回当たりの雇用契約期間別の事業所の割合は、「3 ヶ月超～6 ヶ月以内」が 22.1%、「6 ヶ月超～1 年以内」が 59.8%、「1 年超～2 年以内」が 4.3%、「2 年超～3 年以内」

が1.8%と「3ヶ月超～1年以内」で81.9%を占めている状況がみられる。

その一方で、就業構造基本調査の「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢は、「1か月未満」、「1か月以上1年以下」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」としているが、有期労働契約に関する実態を把握する上で、このような選択肢の区分は適当か。

(回答)

- ① 「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」の別は、雇用契約期間別の雇用者数を把握するために設けていた項目であるが、今回、就業構造基本調査では雇用契約期間を具体的に聞く質問方法に改めたものである。一方、月次の調査である労働力調査では、本調査に比べてサンプル数が1/10と少ないため、直ちにこのように変更することは難しいと考えられることから、就業構造基本調査の結果を踏まえて、今後、検討してまいりたいと考えている。
- ② 引用している調査は、事業所（事業所規模5人以上の民営事業所）を対象とした調査（各事業数において最も労働者数の多い契約期間をその事業所の契約期間として、契約期間別事業所数の割合をみたもの）であり、個人単位のものとは単純には比較できない。また、事業所を対象としているため、雇用契約期間について細かい区分での調査も可能であるが、個人を対象とした就業構造基本調査では、このような細かい区分で正確に調査することは難しい面があるため、今回のような区分としている。

労働力調査

「A4 どうして今の雇用形態についているのですか。」（特定調査票）

- 「非正規雇用に就いた理由」の選択肢の「家事・育児・介護等と両立しやすいから」について、育児と介護とでその内容が異なることや、他の調査事項では育児と介護を分けて把握している。このことを踏まえ、より詳細な実態を把握する観点から、例えば、「家事・育児と両立しやすいから」と「介護・看護と両立しやすいから」といった形で分けることが適当ではないか。

(回答)

非正規雇用に就いた理由を把握している他の調査結果をみると、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」は、「自分の都合のよい時間に働きたいから」などと比べ、割合は少なく、更に分割した場合、安定的な結果が得られないと考えられる。

また、この項目は、育児と介護などのワーク・ライフ・バランスと非正規雇用の関係を見るために設けたものであり、他の選択肢とのバランスも考えると、敢えて、育児のための非正規雇用と介護のための非正規雇用とに分割するまでの必要性は低いものと考えている。

就業構造基本調査

「F 東日本大震災（原子力発電所事故を含む）の仕事への影響」

- ① 東日本大震災以外の震災等（台風等）によって、仕事への影響があったとする報告者

に対しては、どのような対応を行うこととしているのか。対応の仕方によっては、台風等の災害によって、仕事への影響、非難や住居移転等を余儀なくされた報告者の忌避感を招くことが懸念されるのではないかと。

- ② 東日本大震災による「直接の被害」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。例えば、風評被害等による被害は全国に及んでいるものと考えられるが、報告者によっては「直接の被害」と捉える者もいるのではないかと。
- ③ 本調査事項の調査結果は、具体的にどのような施策等に利用されることを想定しているのか。

(回答)

- ① 調査票の配布時に、調査関係書類において、東日本大震災がこれまでにない未曾有の被害をもたらした災害であり、雇用への影響も大きいと考えられることから、今回、特に調査する必要があることを調査員及び調査世帯に伝わるよう対応する。
- ② 「直接の被害」とは、勤め先の事業所が物的・人的な被害を受けた場合（原子力発電所の事故に係る場合は、避難指示地域や屋内退避指示地域にあること）や、本人が震災によりケガをしたり、住居が倒壊したりして就業が困難になった場合を想定している。
一方、風評等による影響や、他の関連する事業所等（本社・支社、倉庫、工場等）が被害を受けたことによる影響、サプライチェーンの被害などによる営業・生産等への影響等間接の被害については、その範囲の確定が困難であることから、統計上、正確に把握することはできないと考えられる。
そこで、回答者に対しては、上記の内容が正しく伝わるよう、記入の仕方やパンフレットなどにおいて説明するように努めたい。
- ③ 調査結果は、被災地の雇用を中心とした復興対策に役立つほか、今後大きな災害発生時における雇用対策などの基礎資料としても有効であると考えられる。
なお、今回の調査では従来の県別結果に加え、新たに県内ブロック別結果の集計も予定しており、被災地域の雇用に関する詳細なデータを提供することが可能である。

労働力調査

「E1 教育」(特定調査票)

- ① 学歴はプライバシー性の高い調査事項であり、経常調査において把握することに対し、忌避感を招くおそれはないかと。
- ② 大学院卒業者の就業構造については、就業構造基本調査において継続的に把握しており、大学院卒業者（約138万人）が就業者（約6,000万人）に占める割合が約2.3%と小さい中で、四半期ごとに大学院卒業者と就業状況の関係を把握する必要性がどこまであるのか。
- ③ 本件変更事項の関連ではないが、「卒業」の選択肢が「小学・中学・高校・旧中」の括りとなっており、最近社会問題となっている高校中退者といった若年無業者の状況が必ずしも十分に捉えることができないのではないかとといった指摘に対してどのように考えるか。

(回答)

- ① 学歴は世帯員に関する基本的な情報であり、就業に関する調査事項とのクロス集計することにより、有用な情報が得られるために調査しているもので、報告者負担の観点から、毎月調査する基礎調査票ではなく、2年2か月目に調査する特定調査票で把握することとしている。
- ② 最近社会問題となっている若年無業者の状況等を的確に捉えるためにも、ウェイトが高まっている高学歴の大学院卒業者を継続的に把握する必要がある。
 なお、OECDから学歴別の就業状態に関するデータ提出を毎年求められており、これに対応するためにも分割が必要との要望もある。
- ③ 平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、高等学校における中途退学者数は、平成22年度は5万3千人となっており、また、中途退学率も1.7%と調査開始以来最低となっている。
 このため、大規模な標本調査であっても安定的な結果を得ることは困難と考える。
 また、仮に把握しようとしても、「小学・中学・高校・旧中」を分割しただけでは、高校中退者までは捉えられない。

就業構造基本調査

「4 教育」

- ① 卒業時期について、卒業後30年を基準として、「昭和57年(1982年)以前」と「昭和58年(1983年)以後」で分けているが、このことについては適当か。
- ② 卒業時期について、本調査事項では「卒業年」(昭和58年(1983年)以後)を把握することとしているが、結果表ではどのような経年数ベースの表章を考えているのか。
- ③ 専門学校の修業年数について、「1年以上2年未満」、「2年以上4年未満」、「4年以上」の3区分に細分化することとしているが、平成22年学校基本調査結果では、全体の生徒数615,418人のうち、「2年以上4年未満」が506,746人と82.3%の出現となっている。このような中で、今回の選択肢の細分化は適当か。また、「1年以上2年未満」の「4年以上」はあまり出現されない状況の中で、把握する必要性がどこまであるのか。
- ④ 「就学状況」の選択肢に「在学したことがない」があるが、そもそも、15歳以上で、「小学・中学」を含め、ここに記入する者はどれくらいいるのか。平成19年調査の結果表にもみられないようである。なぜ、この選択肢を設けているのか。引き続き、当該選択肢を設ける必要があるのか。

(回答)

- ① 若年層(15~24歳)の失業率は、昭和62年(1987年)頃まで上昇傾向で推移し、その後やや低下し、平成5年(1993年)頃から再び上昇傾向となった。卒業時点がこれらの時期を含む範囲となるよう卒業後30年以内の者について卒業年次を調査することとしている。
- ② 例えば、卒業年次別(S58年~H24年までの30区分)に、初職就業時までの期間、初職の雇用形態、現職の従業上の地位・雇用形態別有業者数などが分かるような集計表を考えている。
- ③ 「専門学校」(専修学校専門課程)には、修業年限が2年未満のもの(高校・旧制中に相当)が含まれることや、平成18年4月以降は修業年限4年以上のものが大学と同等

と認められるようになり、単に「専門学校」としたのでは、正確な回答が得られない可能性が生じてきたため、「専門学校」を学歴別に正確に把握できるよう修業年限別にしたものである。

- ④ 平成 19 年就業構造基本調査の結果では、「在学したことがない」（未就学）は公表していないが、別途集計してみると、20 万人程度（調査対象としては 2,000 人程度）になる。数としても一定数存在することや、「卒業」や「在学中」の回答の正確性を確保する面からも必要な選択肢と考える。

「B3 どのような種類の仕事につきたいのですか」

- 有業者については職種及び産業に係る情報を把握することとしているが、無業者については職種のみを把握することとしているのはなぜか。産業（介護、福祉等）について把握することも有益であると考え。

（回答）

職種に係る雇用のミスマッチを明らかにするための項目として設けているものであり、ハローワークにおける求人情報などでも職種別が主となっていることや、回答者の負担及び調査票のスペース等も勘案し、職種（職業）別の希望を聞いているところである。

「5 居住地について」

- 「(2) あなたはなぜ現在の場所に住むことにしたのですか」の項目について、長期間「現在の場所」に居住している者などにとって、転居の理由について客観的に答えることができるか疑問と考えられる中で、本調査事項を設けている理由、把握しようとする目的は何か。その理由や目的に即して、報告者を限定することが適当ではないか。（例えば、20 数年など一定期間以上同一場所に居住している者、生まれてから当該居住地に住んでいる者などにとって、おもな理由一つをマークするに当たってかなり戸惑うのではないかと考えられる。）

（回答）

本項目は、前後の調査項目と合わせて、仕事に就くためや転勤等に伴う転居の状況、つまり人口移動による雇用の需給調整の実態を詳細に把握するための項目である。平成 14 年調査において新たに設けた項目であるが、実施に当たって特段の問題はなかった。また、平成 19 年調査では、調査項目の簡素化のため削除されたが、答申（諮問第 313 号の答申）においては、次回以降の調査においては、調査事項の周期化を含めて把握を検討する必要がある旨指摘されているところであり、10 年前の結果と比較する上でもできるだけ同じ内容で調査を行いたいと考えている。

労働力調査

「④配偶の関係」（基礎調査票）

- 基礎調査票では、婚姻歴の有無で選択肢を配置しているとしているが、「配偶者の有無

は届出の有無に関係なく記入してください」とあり、この設問内容からみて、配偶者のあり、なしに即した流れとして、「配偶者あり」、「未婚」、「死別・離別」の順番に選択肢を設けるべきではないか。

なお、全国の世帯及び世帯員を対象として実施している国民生活基礎調査(厚生労働省、基幹統計調査)では、「配偶者の有無」に係る調査事項の選択肢は、「1 配偶者あり」、「2 未婚」、「3 死別」、「4 離別」の順番としているところ(四つの選択肢を設けている。)

(回答)

全国のすべての世帯及び世帯員を対象としている国勢調査を始め、統計局の世帯向け調査では、従来から原案のとおり配置しており、結婚したことが無い場合の「未婚」と、結婚したことがある場合の「配偶者あり」又は「死別・離別」に分けて配置している。これまで、この配置で特段の支障は出ていないことから、敢えて変更する必要性はないと認識している。

「⑥探している仕事について」(基礎調査票)

○ 基礎調査票では、この調査事項の欄は仕事をしておらず、新たに仕事を探している者が回答する設問とされ、主に家事や通学をしながらの仕事をいうとして「かたわら」の文言を用いているが、「かたわら」の文言が一般的になじみの薄い言葉であると考えられることから、これに代わる適当なものはないか。

(回答)

この欄は、仕事をしておらず、新たに仕事を探している者が回答する設問であり、主にしていく仕事に対するものとして、通学や家事などの「かたわら」にする仕事と表現しているものである。これまで、この表現で特段の支障は出ていないことから、敢えて変更する必要性はないと認識している。

「⑩ 従業上の地位」(基礎調査票)

○ 計画案では、雇用契約期間の長さ に即して、常雇の人(有期の契約)、臨時雇及び日雇の説明をしており、雇用契約期間については「1年超」→「1か月以上1年以下」→「1か月未満」となっているが、説明の流れからみると、「1年超」→「1年以下1か月以上」→「1か月未満」の順となるのではないか。

したがって、「臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます」を「臨時雇の人とは 雇用契約期間が1年以下1か月以上の人をいいます」とするほうが適当ではないか。

(回答)

雇用保険法などの法律でも期間の短い方から長い方へ、つまり、以上・以下と表記されており、原案の表記が一般的用法と考えられる。

(例) 雇用保険法 第23条第1項

一 基準日において60歳以上65歳未満である特定受給資格者 次のイから二まで

に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イから二までに定める日数

- イ 20年以上 240日
- ロ 10年以上20年未満 210日
- ハ 5年以上10年未満 180日

就業構造基本調査

「7 あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか」

- この調査事項だけ、①～⑥や、A～Gのように、調査票上、枠で囲まれていないため、報告者に回答されることが懸念される。他の項目と同様、本調査事項を枠で囲んで、記入漏れに資する措置を講じることが適当ではないか。
- 注書きが、調査票上、左右に分かれていて見にくいと考えられるので、例えば、「仕事をしている人」と「仕事をしていない人」の選択肢を左側に寄せ、現在左側にある四つの注書きを、右側に寄せてひとまとめにしたほうがよいのではないか。

(回答)

- 平成19年調査では、記入漏れが特に多いということもなく、また特に分かりにくいという照会等も寄せられていないことから、特段変更する必要はないものと考えている。
(19年調査におけるこの欄の記入漏れの割合は、他の項目の記入漏れの割合と比べて低い。)
- 配置については、A欄、B欄への誘導の流れも勘案して中央に配置しているところであり、左右に配置している注書きも、左右の選択肢に応じて正しく回答されるように配置している。

2 調査方法の変更等

就業構造基本調査

インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大

- ① 報告者のうち、例えば、世帯の中で、親は調査票で回答、子どもはインターネットで回答といった場合には、どのような対応を講じることとしているのか。
- ② インターネットの対象地域が拡大することにより、一般的に都市部の地域はインターネット、都市部以外の地域は調査票による回答となるが、例えば、インターネット対象地域と調査票による回答地域が隣接するケースが少なからずみられるものと考えられる。このような場合、相互に混在して紛れが生じないようにするため、どのような措置を講じることとしているのか。

(回答)

- ① ログインIDを個人単位で設定するなど、世帯員ごとに希望する方法で回答することができるよう前回と同様の仕組みにする。
- ② オンライン調査の導入は市町村単位であり、市町村に対する事務説明も別に行うため、混乱するようなことは考えられない。

コールセンターの設置

- 平成19年調査時の照会実績等はどのようになっているのか。(設置期間を通じた日ごとの照会実績の状況、受付時間ごとの照会実績等)
- 平成19年調査におけるコールセンターの設置、運営等について、うまくいった点、改善すべき点としてどのようなものがあるのか。

(回答)

- 通常調査に関する1日当たりの平均入電件数は、8月(16日～)が18.2件、9月が176.2件、10月(～15日)が227.8件で、全期間の平均は147.5件であった。1日当たりで最も多かったのは調査日(10月1日)の約900件(全入電件数の約10%)であった。

一方、インターネット調査に関する1日当たりの平均入電件数は、8月(16日～)が0.06件、9月が3.5件、10月(～15日)が38.0件で、全期間の平均は21.8件であったが、1日当たりで最も多かったのは10月7日(調査員による回答状況照会開始日)の約120件(全入電件数の約18%)であった。

時間帯別にみると、通常調査、インターネット調査ともに午前中に入電が多く、夕方以降減少する傾向が見られた。

※平成19年調査でのインターネット調査の対象者数は、全対象者の約3%である。

- 市区町村への問い合わせ件数が減少し、市区町村職員が照会対応事務の軽減分を実地調査のトラブル対応や調査員フォローなどに振り向けることができること、などの点で有効であった。

一方、検討事項としては、設定期間・席数数の適切な設定、非協力的な世帯を説得するためのマニュアルの整備及びオペレーターに対する研修の充実などがあげられる。

3 集計事項の変更

- ① 今回の調査事項の変更に伴い、追加・変更のある結果表の表章はどのようになるのか。特に、以下のように、「公的統計の整備に関する基本的な計画」等を踏まえた調査事項の変更等については、どのような結果表となるのか。
 - ・ 非正規雇用、非正規就業の実態把握に資する集計
 - ・ 年ベースの総実労働時間の推計に資する集計
 - ・ 有期雇用契約期間の実態把握に資する集計
 - ・ 少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計
 - ・ 東日本大震災と雇用との関係の把握に資する集計 等
- ② 地域区分(全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口30万以上の市)に加え、新たな地域区分(県内ブロック)による集計を行うこととしているが、「県内ブロック」はどのような考え方により設計されているのか。また、結果表はどのようなものとなるのか。
- ③ 地域区分(県内ブロック)の結果表については、推計に用いる基準人口(ベンチマーク)を作成することが必要となるが、人口30万人の市のほか、県庁所在地でも人口10万人台のところもあり、このような地域においてベンチマークの作成は可能か。また、

精度はどのくらいを見込んでいるのか。

労働力調査

非正規雇用、非正規就業の実態把握に資する集計

⇒現職の雇用形態、現職の雇用形態についている理由別非正規の職員・従業員
(別添 労調1表)

年ベースの総実労働時間の推計に資する集計

⇒週間就業日数、月間就業日数、月間就業時間別就業者数 (別添 労調2表)

有期雇用契約期間の実態把握に資する集計

⇒従業上の地位、雇用形態別役員を除く雇用者数 (別添 労調3表)

少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計

ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計

⇒希望している仕事の形態・非求職理由、求職活動の有無及び時期別就業希望の非労働力人口 (別添 労調4表)

等

就業構造基本調査

①

少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計

ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計

⇒男女、就業状態、就業希望意識・従業上の地位・雇用形態・就業希望の有無・求職活動の有無、育児の有無、育児休業等制度利用の有無、年齢階級別15歳以上人口
(別添 就調1表)

男女、就業状態、就業希望意識・従業上の地位・雇用形態・就業希望の有無・求職活動の有無、介護の有無、介護休業等制度利用の有無、年齢階級別15歳以上人口
(別添 就調2表)

実労働時間のより適切な把握に資する集計

⇒従業上の地位、雇用形態、男女、年齢、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間別有業者数 (別添 就調3表)

有期雇用契約期間等の実態把握に資する集計

⇒男女、年齢、雇用契約期間の定めの有無、雇用契約の更新回数別雇用者数 (別添 就調4表)

東日本大震災と雇用との関係の把握に資する集計

⇒現在の居住地、男女、就業状態、年齢、避難の有無、仕事への影響の有無別15歳以上人口 (別添 就調5表)

等

② 「都道府県内ブロック」は、地域別集計において都道府県内のより詳細な結果を得るために、都道府県内を生活圈（商圈など）を中心とした幾つかのブロックに区分したものの。（全国消費実態調査及び全国物価統計調査においても、同様の区分に基づく結果を作成している。）

都道府県等における調査結果の利用促進を主眼としたものであるため、ブロック割り

の設定は都道府県の意向に沿ったものとし、他調査での区分を基に都道府県に確認を行った上で確定することとしている。

結果表は、集計区分における「地域別一覧」の結果表全てに都道府県内ブロックを追加することとしている。

- ③ 就業構造基本調査の結果の推定は線型推定及び比推定による方法をとっており、推定に際しては各地域別に比推定の区分である男女・年齢階級・世帯の種類（単身、非単身）別のベンチマークが必要となる。

都道府県内ブロック別の集計においても、各ブロック別にベンチマークの作成が必要であり、原則として上記区分による市町村別の調査時点人口を足上げて作成する。しかし、全ての市町村において月次の推計人口を作成しているわけではなく、それら市町村のベンチマークについては、前回及び前々回の2時点における国勢調査結果の増減率から調査時点人口を推計値によって代替する等の方法により算出する予定である。結果精度については、標本誤差率で県庁所在市別結果と都道府県別結果の間の水準が維持できる見込みである。

別添労調1表 現職の雇用形態、現職の雇用形態についている理由別非正規の職員・従業員

(万人)

現職の雇用形態、 現職の雇用形態についている理由	非正規の職員・従業員						
	現職の雇用形態※						
	総数	自分の都合 のよい時間 に働きたい から	家計の補助・ 学費等を得 たいから	家事・育児・ 介護等と両 立しやすい から	通勤時間が 短いから	専門的な 技術等を 活かせる から	正規の職員 ・従業員の 仕事がない から
世帯の種類、世帯主との続き柄、配偶関係 年齢階級、教育、仕事からの収入（年間）、 週間就業時間、短時間就業の理由、 就業時間増減希望の有無、 転職・追加就業希望の有無、 従業上の地位、従業者規模、産業、職業 総数							
(世帯の種類、世帯主との続き柄) 2人以上の世帯 うち 世帯主 うち 世帯主の配偶者 うち 子又は子の配偶者 うち その他の親族世帯員 単身世帯	欄外	男女計、男、女					
(配偶関係) 未婚 有配偶 死別・離別	表頭※	総数 パート・アルバイト パート アルバイト 労働者派遣事業所の派遣社員 契約社員 嘱託 その他					
(年齢階級) 15～24歳 25～34歳 35～44歳 45～54歳 55～64歳 65歳以上		※表側の「配偶関係」及び「就業時間増減希望の有無」については年平均のみ表章					
(教育) 在学中 小学・中学・高校 短大・高専 大学・大学院 卒業 小学・中学・高校・旧中 短大・高専 大学 大学院 在学したことがない		「A4 どうして今の雇用形態についているのですか。」関連結果表					
(仕事からの収入（年間）) 100万円未満 50万円未満 50～99万円 100～199万円 100～149万円 150～199万円 200～299万円 300～399万円 400～499万円 500～699万円 700～999万円 1000～1499万円 1500万円以上							
(週間就業時間) 休業者 週1～34時間 週1～14時間 週15～29時間 週30～34時間 週35時間以上 週35～39時間 週40～48時間 週49時間以上							
(短時間就業の理由) もともと35時間未満の仕事 勤め先や事業の都合 景気が悪かった その他 自分や家族の都合 出産・育児のため 介護・看護のため 休暇のため その他 その他							
(就業時間増減希望の有無) 時間数増加希望者 時間数減少希望者 時間数増加・減少非希望者							
(転職等就業希望) 転職等就業希望者 求職者 非求職者 転職等就業非希望者							

別添労調2表 週間就業日数, 月間就業日数, 月間就業時間別就業者数

世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級 従業上の地位, 雇用形態, 従業者規模 産業, 職業	週間就業日数								平均 週間 就業 日数
	総数	週 1日	週 2日	週 3日	週 4日	週 5日	週 6日	週 7日	
総数 (世帯の種類, 世帯主との続き柄) 2人以上の世帯 うち 世帯主 うち 世帯主の配偶者 うち 子又は子の配偶者 うち その他の親族世帯員 単身世帯 (年齢階級) 15~24歳 25~34歳 35~44歳 45~54歳 55~64歳 65歳以上 (従業上の地位, 雇用形態, 従業者規模) 雇用者 うち 役員を除く雇用者 正規の職員・従業員 非正規の職員・従業員 パート・アルバイト パート アルバイト 労働者派遣事業所の派遣社員 契約社員 嘱託 その他 1~29人 1~ 4人 5~ 29人 5~ 9人 10~ 29人 30~499人 30~ 99人 100~499人 500人以上 500~999人 1000人以上 官 公 常 雇 役 員 一般常雇 無期の契約 有期の契約 臨時雇 日 雇 自営業主 ※内職者を含む 雇有業主 雇無業主 うち 内職者 家族従業者 (産 業) 農業, 林業 非農林業 漁 業 鉱業, 採石業, 砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業, 郵便業 卸売業, 小売業 金融業, 保険業 不動産業, 物品賃貸業 学術研究, 専門・技術サービス業 宿泊業, 飲食サービス業 生活関連サービス業, 娯楽業 教育, 学習支援業 医療, 福祉 複合サービス事業 サービス業 (他に分類されないもの) 公務 (他に分類されるものを除く) 分類不能の産業 (職 業) 管理的職業従事者 専門的・技術的職業従事者 事務従事者 販売従事者 サービス職業従事者 保安職業従事者 農林漁業従事者 生産工程従事者 輸送・機械運転従事者 建設・採掘従事者 運搬・清掃・包装等従事者 分類不能の職業	欄外 男女計, 男, 女								
	※年平均では、表頭に「平均年間就業日数」、「平均年間就業時間」及び「延べ年間週業時間」を追加								
	「⑧ 月末1週間に仕事した日数と時間」、 「⑨ 当月の1か月間に仕事した日数」関連結果表								

別添労調2表 週間就業日数, 月間就業日数, 月間就業時間別就業者数

週間就業日数, 月間就業日数, 月間就業時間	月間就業日数						平均 月間 就業 日数
	総数	月1 ～ 5日	月6 ～ 10日	月11 ～ 15日	月16 ～ 20日	月21 ～ 25日	
世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級 従業上の地位, 雇用形態, 従業者規模 産業, 職業							
総数							
(世帯の種類, 世帯主との続き柄)							
2人以上の世帯							
うち 世帯主							
うち 世帯主の配偶者							
うち 子又は子の配偶者							
うち その他の親族世帯員							
単身世帯							
(年齢階級)							
15～24歳							
25～34歳							
35～44歳							
45～54歳							
55～64歳							
65歳以上							
(従業上の地位, 雇用形態, 従業者規模)							
雇用者							
うち 役員を除く雇用者							
正規の職員・従業員							
非正規の職員・従業員							
パート・アルバイト							
パート							
アルバイト							
労働者派遣事業所の派遣社員							
契約社員							
嘱託							
その他							
1～29人							
1～ 4人							
5～ 29人							
5～ 9人							
10～ 29人							
30～499人							
30～ 99人							
100～499人							
500人以上							
500～999人							
1000人以上							
官 公							
常 雇							
役 員							
一般常雇							
無期の契約							
有期の契約							
臨 時 雇							
日 雇							
自営業主 ※内職者を含む							
雇有業主							
雇無業主							
うち 内職者							
家族従業者							
(産 業)							
農業, 林業							
非農林業							
漁 業							
鉱業, 採石業, 砂利採取業							
建設業							
製造業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業							
運輸業, 郵便業							
卸売業, 小売業							
金融業, 保険業							
不動産業, 物品賃貸業							
学術研究, 専門・技術サービス業							
宿泊業, 飲食サービス業							
生活関連サービス業, 娯楽業							
教育, 学習支援業							
医療, 福祉							
複合サービス事業							
サービス業 (他に分類されないもの)							
公務 (他に分類されるものを除く)							
分類不能の産業							
(職 業)							
管理的職業従事者							
専門的・技術的職業従事者							
事務従事者							
販売従事者							
サービス職業従事者							
保安職業従事者							
農林漁業従事者							
生産工程従事者							
輸送・機械運転従事者							
建設・採掘従事者							
運搬・清掃・包装等従事者							
分類不能の職業							

別添労調2表 週間就業日数, 月間就業日数, 月間就業時間別就業者数

週間就業日数, 月間就業日数, 月間就業時間	月間就業時間					平均 月間 就業 時間	延べ 月間 就業 時間
	総数	月1 ～ 20時間	月21 ～ 40時間	…	月281 ～ 300時間		
世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級 従業上の地位, 雇用形態, 従業者規模 産業, 職業							
総数							
(世帯の種類, 世帯主との続き柄)							
2人以上の世帯							
うち 世帯主							
うち 世帯主の配偶者							
うち 子又は子の配偶者							
うち その他の親族世帯員							
単身世帯							
(年齢階級)							
15～24歳							
25～34歳							
35～44歳							
45～54歳							
55～64歳							
65歳以上							
(従業上の地位, 雇用形態, 従業者規模)							
雇用者							
うち 役員を除く雇用者							
正規の職員・従業員							
非正規の職員・従業員							
パート・アルバイト							
パート							
アルバイト							
労働者派遣事業所の派遣社員							
契約社員							
嘱託							
その他							
1～29人							
1～ 4人							
5～ 29人							
5～ 9人							
10～ 29人							
30～499人							
30～ 99人							
100～499人							
500人以上							
500～999人							
1000人以上							
官 公							
常 雇							
役 員							
一般常雇							
無期の契約							
有期の契約							
臨 時 雇							
日 雇							
自営業主 ※内職者を含む							
雇有業主							
雇無業主							
うち 内職者							
家族従業者							
(産 業)							
農業, 林業							
非農林業							
漁 業							
鉱業, 採石業, 砂利採取業							
建設業							
製造業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業							
運輸業, 郵便業							
卸売業, 小売業							
金融業, 保険業							
不動産業, 物品賃貸業							
学術研究, 専門・技術サービス業							
宿泊業, 飲食サービス業							
生活関連サービス業, 娯楽業							
教育, 学習支援業							
医療, 福祉							
複合サービス事業							
サービス業 (他に分類されないもの)							
公務 (他に分類されるものを除く)							
分類不能の産業							
(職 業)							
管理的職業従事者							
専門的・技術的職業従事者							
事務従事者							
販売従事者							
サービス職業従事者							
保安職業従事者							
農林漁業従事者							
生産工程従事者							
輸送・機械運転従事者							
建設・採掘従事者							
運搬・清掃・包装等従事者							
分類不能の職業							

別添労調3表 従業上の地位、雇用形態別役員を除く雇用者数

(万人)

雇用形態	総数	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	パート・ アルバイト			労働者 派遣事 業所の 派遣 社員	契 約 社 員	嘱 託	その他
				パート・ アルバイト	パート	アルバイト				
世帯の種類、世帯主との続き柄、配偶関係 年齢階級、従業者規模、産業、職業、 週間就業時間 総数										
(世帯の種類、世帯主との続き柄) 2人以上の世帯 うち 世帯主 うち 世帯主の配偶者 うち 子又は子の配偶者 うち その他の親族世帯員 単身世帯		欄外1	男女計、男、女							
(配偶関係) 未 婚 有配偶 死別・離別		欄外2	役員を除く雇用者 一般常雇 無期の契約 有期の契約 臨時雇・日雇							
(年齢階級) 15～24歳 25～34歳 35～44歳 45～54歳 55～64歳 65歳以上		※表側の「配偶関係」については年平均のみ表章								
(従業者規模) 1～29人 1～ 4人 5～ 29人 5～ 9人 10～ 29人 30～ 499人 30～ 99人 100～ 499人 500人以上 500～ 999人 1000人以上 官 公		「⑩ 従業上の地位」関連結果表								
(産 業) 農業、林業 非農林業 漁 業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業 サービス業（他に分類されないもの） 公務（他に分類されるものを除く） 分類不能の産業										
(職 業) 管理的職業従事者 専門的・技術的職業従事者 事務従事者 販売従事者 サービス職業従事者 保安職業従事者 農林漁業従事者 生産工程従事者 輸送・機械運転従事者 建設・採掘従事者 運搬・清掃・包装等従事者 分類不能の職業										
(週間就業時間) 休業者 週1～34時間 週 1～14時間 週15～29時間 週30～34時間 週35時間以上 週35～39時間 週40～48時間 週49時間以上										

別添労調4表 希望している仕事の形態・非求職理由，求職活動の有無及び時期別就業希望の非労働力人口

(万人)

就業状態， 希望している仕事の形態，非求職理由	総 数	就業可能時期					うち 過去1年間に求職活動あり											
		つける				つけない・わからない	つける					つけない・わからない	うち この1か月に求職活動あり					
		総 数	すぐつける	2 週間 以内 につける	3 週間 以降 につける		総 数	すぐつける	2 週間 以内 につける	3 週間 以降 につける	総 数		つける			つけない・わからない		
													総 数	すぐつける	2 週間 以内 につける		3 週間 以降 につける	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	
総 数	(1)																	
(希望している仕事の形態)																		
雇われてする仕事	(2)																	
正規の職員・従業員	(3)																	
非正規の職員・従業員	(4)																	
パート・アルバイト	(5)																	
労働者派遣事業所の派遣社員	(6)																	
その他	(7)																	
自営業主 ※内職者を含む	(8)																	
うち 内職者	(9)																	
その他	(10)																	
(非求職理由)																		
適当な仕事がありそうにない	(11)																	
(希望している仕事の形態)																		
雇われてする仕事	(12)																	
正規の職員・従業員	(13)																	
非正規の職員・従業員	(14)																	
パート・アルバイト	(15)																	
労働者派遣事業所の派遣社員	(16)																	
その他	(17)																	
自営業主 ※内職者を含む	(18)																	
うち 内職者	(19)																	
その他	(20)																	
近くに仕事がありそうにない	(21)																	
自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない	(22)																	
勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない	(23)																	
今の景気や季節では仕事がありそうにない	(24)																	
その他	(25)																	
家事・育児・介護のため仕事が続けられそうにない	(26)																	
健康上の理由	(27)																	
その他	(28)																	
うち 通学	(29)																	
(11～28)	↓																	
12～20を除く	(38)																	
うち 家事	(39)																	
(11～28)	↓																	
12～20を除く	(48)																	

欄外

男女計，男，女
総数，うち15～64歳

「C2 仕事をしたいと思っていながら
現在仕事を探していないのはどうしてですか」
関連結果表

少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計
ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計

別添就調1表 男女，就業状態，就業希望意識・従業上の地位・雇用形態・就業希望の有無・求職活動の有無，育児の有無，育児休業等制度利用の有無，年齢階級別15歳以上人口

育児の有無 育児休業等制度利用の有無 年齢	表頭セル番号	総 数																																														
		育児をしている																				育児をしていない																										
		育児休業等制度の利用有り										育児休業等制度の利用無し																																				
		総数	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳以上	総数	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳以上	総数	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳以上	総数	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳以上							
表側一連番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41							
総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41							
有業者	2																																															
仕事が主な者	3																																															
仕事は従な者	4																																															
家事が主な者	5																																															
通学が主な者	6																																															
家事・通学以外が主な者	7																																															
(就業希望意識)																																																
継続就業希望者	8																																															
追加就業希望者	9																																															
転職希望者	10																																															
就業休止希望者	11																																															
(従業上の地位・雇用形態)																																																
うち自営業主	12																																															
うち雇用者	13																																															
会社などの役員	14																																															
会社などの役員を除く雇用者	15																																															
正規職員・従業員	16																																															
非正規職員・従業員	17																																															
パート	18																																															
アルバイト	19																																															
労働者派遣事業所の派遣社員	20																																															
契約社員	21																																															
嘱託	22																																															
その他	23																																															
無業者	24																																															
家事をしている者	25																																															
通学している者	26																																															
その他	27																																															
(就業希望の有無・求職活動の有無)																																																
就業希望者	28																																															
求職者	29																																															
非求職者	30																																															
非就業希望者	31																																															
男	32																																															
(2～31)																																																
	62																																															
女	63																																															
(2～31)																																																
	93																																															

- 集計対象：15歳以上人口
- 表章地域：全国
- 表側ライン数：93
- 表頭セル数及び表頭分割：41

「E 育児・介護の状況について」関連結果表

少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計
ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計

別添就調2表 男女，就業状態，就業希望意識・従業上の地位・雇用形態・就業希望の有無・求職活動の有無，介護の有無，介護休業等制度利用の有無，年齢階級別15歳以上人口

男女 就業状態 就業希望意識 就業希望の有無 従業上の地位・雇用形態 就業希望の有無・求職活動の有無	介護の有無 介護休業等制度利用の有無 年齢	表 頭 セ ル 番 号	総 数																																								
			介護をしている																												介護をしていない												
			介護休業等制度の利用あり														介護休業等制度の利用なし																										
			総 数	30 歳 未 満	30 歳 39 歳	40 歳 44 歳	45 歳 49 歳	50 歳 54 歳	55 歳 59 歳	60 歳 64 歳	65 歳 69 歳	70 歳 以 上	総 数	30 歳 未 満	30 歳 39 歳	40 歳 44 歳	45 歳 49 歳	50 歳 54 歳	55 歳 59 歳	60 歳 64 歳	65 歳 69 歳	70 歳 以 上	総 数	30 歳 未 満	30 歳 39 歳	40 歳 44 歳	45 歳 49 歳	50 歳 54 歳	55 歳 59 歳	60 歳 64 歳	65 歳 69 歳	70 歳 以 上	総 数	30 歳 未 満	30 歳 39 歳	40 歳 44 歳	45 歳 49 歳	50 歳 54 歳	55 歳 59 歳	60 歳 64 歳	65 歳 69 歳	70 歳 以 上	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41			
総数	1																																										
有業者	2																																										
仕事が主な者	3	●集計対象：15歳以上人口																																									
仕事は従な者	4																																										
家事が主な者	5	●表章地域：全国																																									
通学が主な者	6																																										
家事・通学以外が主な者	7	●表側ライン数：93																																									
(就業希望意識)																																											
継続就業希望者	8	●表頭セル数及び表頭分割：41																																									
追加就業希望者	9																																										
転職希望者	10																																										
就業休止希望者	11																																										
(従業上の地位・雇用形態)																																											
うち自営業主	12																																										
うち雇用者	13																																										
会社などの役員	14																																										
会社などの役員を除く雇用者	15																																										
正規職員・従業員	16																																										
非正規職員・従業員	17																																										
パート	18																																										
アルバイト	19																																										
労働者派遣事業所の派遣社員	20																																										
契約社員	21																																										
嘱託	22																																										
その他	23																																										
無業者	24																																										
家事をしている者	25																																										
通学している者	26																																										
その他	27																																										
(就業希望の有無・求職活動の有無)																																											
就業希望者	28																																										
求職者	29																																										
非求職者	30																																										
非就業希望者	31																																										
男	32																																										
(2～31)																																											
	62																																										
女	63																																										
(2～31)																																											
	93																																										

「E 育児・介護の状況について」関連結果表

実労働時間のより適切な把握に資する集計

別添就調3表 従業上の地位，雇用形態，男女，年齢，年間就業日数，就業の規則性，週間就業時間別有業者数
(従業上の地位2区分，雇用形態6区分)

年間就業日数 就業の規則性 週間就業時間	総数	200日未満就業者														200日以上就業者								
		総数	うち規則的就業													総数	200～249日	250～299	300日以上					
			15時間未満	15～19時間	20～21時間	22～29時間	30～34時間	35～42時間	43～45時間	46～48時間	49～59時間	60～64時間	65～74時間	75時間以上										
表頭セル番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	28	29	41	42	54	55	67	
男女 年齢	表側一連番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	28	29	41	42	54	55	67
総数		1																						
15～19歳		2																						
20～24歳		3																						
25～29歳		4																						
30～34歳		5																						
35～39歳		6																						
40～44歳		7																						
45～49歳		8																						
50～54歳		9																						
55～59歳		10																						
60～64歳		11																						
65～69歳		12																						
70～74歳		13																						
75～79歳		14																						
80～84歳		15																						
85歳以上		16																						
男		17																						
(2～16)																								
		32																						
女		33																						
(2～16)																								
		48																						

- 集計対象：有業者
- 表章地域：全国
- 欄外区分：総数，うち雇用者，うち雇用形態6区分
- 表側ライン数：48
- 表頭セル数及び表頭分割：67

「A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間」関連結果表

有期雇用契約期間等の実態把握に資する集計

別添就調 4 表 男女，年齢，雇用契約期間の定めの有無，雇用契約の更新回数別雇用者数

雇用契約期間の定めの有無 雇用契約の更新回数	総 数	雇用契約期間の定めがある																													雇用契約期間の定めがない					
		1か月未満					1か月以上1年以下					1年超3年以下					3年超5年以下					その他														
		総 数	1 回	2 回	3 回	5 回	10 回以上	総 数	1 回	2 回	3 回	5 回	10 回以上	総 数	1 回	2 回	3 回	5 回	10 回以上	総 数	1 回	2 回	3 回	5 回	10 回以上	総 数	1 回	2 回	3 回	5 回		10 回以上				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33				
男女 年齢	表頭セル番号																																			
総数	1																																			
15～19歳	2																																			
20～24歳	3																																			
25～29歳	4																																			
30～34歳	5																																			
35～39歳	6																																			
40～44歳	7																																			
45～49歳	8																																			
50～54歳	9																																			
55～59歳	10																																			
60～64歳	11																																			
65～69歳	12																																			
70～74歳	13																																			
75～79歳	14																																			
80～84歳	15																																			
85歳以上	16																																			
男	17																																			
(2～16)																																				
	32																																			
女	33																																			
(2～16)																																				
	48																																			

- 集計対象：雇用者
- 表章地域：全国
- 表側ライン数：48
- 表頭セル数及び表頭分割：33

「A1の3 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」、
「A1の4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか」関連結果表

東日本大震災と雇用との関係の把握に資する集計

別添就調5表 現在の居住地，男女，就業状態，年齢，避難の有無，仕事への影響の有無別15歳以上人口

(現在の居住地)

避難の有無 仕事への影響の有無	総 数							震災により避難した人														避難しなかった人																					
	総数	影響があった			影響はなかった	当時仕事に ついていなかった	総数	影響があった			影響はなかった	当時仕事に ついていなかった	うち現在も避難している人				うち震災後に転居した人				うち震災前の住居に戻った人				総数	影響があった			影響はなかった	当時仕事に ついていなかった													
		総数	離職した	退職した				その他	総数	離職した			退職した	その他	総数	離職した	退職した	その他	総数	離職した	退職した	その他	総数	離職した		退職した	その他	総数			離職した	退職した	その他										
																																		総数	離職した	退職した	その他	総数	離職した	退職した	その他	総数	離職した
表頭セル番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
総数	1																																										
有業者	2																																										
15～24歳	3																																										
25～34歳	4																																										
35～44歳	5																																										
45～54歳	6																																										
55～64歳	7																																										
65～74歳	8																																										
75歳以上	9																																										
無業者	10																																										
(3～9)	11																																										
男	12																																										
(1～17)	13																																										
女	14																																										
(1～17)	15																																										
表側一連番号	16																																										
	17																																										
	18																																										
	19																																										
	20																																										
	21																																										
	22																																										
	23																																										
	24																																										
	25																																										
	26																																										
	27																																										
	28																																										
	29																																										
	30																																										
	31																																										
	32																																										
	33																																										
	34																																										
	35																																										
	36																																										
	37																																										
	38																																										
	39																																										
	40																																										
	41																																										
	42																																										

- 集計対象：15歳以上人口
- 表章地域：全国
- 欄外区分：現在の居住地（全国，岩手県，宮城県，福島県，その他の都道府県）
- 表側ライン数：42
- 表頭セル数及び表頭分割：51

「F 東日本大震災（原子力発電所事故を含む）の仕事への影響」関連結果表

「諮問第271号の答申 労働力調査の改正について」（平成13年6月8日統審議第3号）における「今後の課題」への対応状況

(1)特定調査票については、季節変動等の影響を適切に処理できるだけのデータが蓄積された段階で、調査結果の毎月公表の可能性については検討することも含め、調査事項、調査方法等調査全般について所要の検討を行うこと。

今回の調査の見直しにおいては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」などを踏まえ、非正規雇用者の把握の充実を図ることとし、「勤め先での呼称」を特定調査票から基礎調査票へ移動することで毎月公表化を実現することとした。

なお、この「勤め先での呼称」以外に特定調査票の調査事項として、仕事に就けない理由、失業期間、就業希望の有無などがあるが、これらの事項をすべて毎月調査することは、調査客体の記入負担となり、調査への協力が得られにくくなるおそれがあるため、現実的ではない。

(2)本調査結果の精度をより一層向上させる観点から、被調査経験の有無によって生ずる回答傾向の違いを踏まえ、標本設計、推計方法等について検討を行うための枠組みを設定し、検討すること。

被調査経験の有無によって生ずる回答傾向の違いについては、被調査経験の有無のみならず、1年目の調査から1年経過することによる年齢加算の影響なども含まれていると考えられ、特定の要因に限定することは困難である。

一方で、結果の推計に当たっては、ベンチマーク人口を利用した比推定により精度を高める工夫をしているところである。

また、標本設計について、2年目2か月目の世帯のみ特定調査票を調査する現行の仕組みは、記入者負担にも配慮し、調査の正確性をできるだけ確保するためのものであり、その変更については慎重に考える必要がある。

(3) 特定調査票の新設により、世帯面からみた就業・不就業の状況について、四半期ごとに多角的な分析が可能となることから、新たな指標の開発や特定調査票の属性データの活用による分析等データの多角的・機動的な利用について検討すること。

特定調査票の新設により、非労働力人口の非求職理由や就業希望、離職経験や前職に関する事項、完全失業者の失業期間などを把握し、四半期ごとの多角的な分析が可能となったことから、いわゆる discouraged worker の概念に近似する新たな指標を四半期ごとに公表するとともに、離職経験者の異動や完全失業者の失業期間に関する分析結果の公表を適時に行うなど、特定調査票から得られるデータの活用により多角的・機動的な分析・公表を実施している。

また、今回の見直しにより、正規・非正規の別など雇用形態別雇用者数について、従来四半期ごとの公表であったものが、毎月の公表が可能となり、より詳細な分析を行うこととしている。

(4) 調査票の配布から結果の公表に至る調査の実施過程全般を見直し、情報通信技術の活用等による公表のより一層の早期化について検討すること。

統計センターにおいて、平成 22 年 8 月のホストコンピュータのダウンサイジングに向けた統計調査集計システムのクライアント／サーバシステムへの移行が行われ、集計業務の一層の高度化・効率化等を図り、平成 21 年 1～3 月期から詳細集計結果の公表を早期化した。

なお、平成 8 年からホームページで結果の提供を始めたが、平成 20 年 4 月からは、それをさらに進め、統計局のホームページに掲載していた結果表のほとんどを「e-Stat」へ移行し、「DB」機能を付加するなど、より使いやすい統計データの提供を開始した。

統 審 議 第 3 号
平成 13 年 6 月 8 日

総務大臣 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 竹内 啓

諮問第 271 号の答申
労働力調査の改正について

総務省は、労働力調査（指定統計第 30 号を作成するための調査）について、失業者や非労働力人口に関するデータの充実を図るとともに、調査の効率的実施を図る観点から、別途統計報告の徴集として年 2 回実施していた労働力調査特別調査を統合し、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査の体系

今回の改正計画では、「統計行政の新中・長期構想」における指摘を踏まえ、労働力調査に労働力調査特別調査を統合して、基礎調査票と特定調査票の 2 種類の調査票を設け、基礎調査票については、4 万世帯を対象に毎月実施、公表し、また、特定調査票については、そのうち 4 分の 1 の世帯を対象に毎月実施し、その結果は基礎調査票の結果と合わせて集計し、四半期ごとに公表する計画である。

これについては、就業・不就業に関する基礎的データに合わせて詳細なデータを把握することにより、就業者、失業者、非労働力人口等に係るデータの充実と労働統計体系の整備を図るものであることから、妥当と認められる。また、特定調査票に係る 1 年間についての報告者負担は、現行の労働力調査特別調査に比べ若干増加することとなるものの、雇用失業対策の立案に不可欠な就業・不就業に関するデータが充実されるとともに、調査の統合により効率化も図られていることから、やむを得ないものと認められる。

なお、今回の改正により、本調査は、動向調査として、就業・不就業に関する基礎的データ及び詳細なデータを経常的に提供するという役割を有するものとなる。また、就業・不就業の状況を的確にとらえるためには、動向調査としての本調査によるデータに加え、不完全就業や複数就業等の就業・不就業状態を深く掘り下げた詳細な構造データや都道府県別データが必要とされる。このため、構造調査としての就業構造基本調査においては、次回調査の計画策定に当たり、この

ようなデータニーズとともに、労働統計体系における位置付けや効率的連携の在り方についての見直しを行う必要があるとする「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえた検討を行う必要がある。

(2) 特定調査票に係る標本設計

特定調査票については、2年間にわたって2か月ずつ調査する基礎調査票の対象世帯のうちから最終月に当たる2年目2か月目の世帯を対象とすることとしている。

これについては、世帯の協力を得て調査の円滑な実施を図るためのものであり、さらに特定調査票の対象となる世帯の抽出については、目標とする精度が確保されていることから、妥当と認められる。

(3) 調査票及び調査方法

今回の改正計画では、基礎調査票と特定調査票という2種類の調査票を設け、特定調査票は、基礎調査票の対象世帯のうち2年目2か月目の調査を受ける4分の1の世帯に配布することとしている。また、基礎調査票はB4判、特定調査票はB5判と異なる大きさとしている。

これらについては、調査への協力を得て円滑な実施を図るとともに、大きさの異なる調査票は、調査票の誤配布を防止するためのものでもあり、おおむね妥当と認められる。

しかしながら、今回新たに特定調査票が加わることで、調査対象者にとってみれば、報告者負担は増加することとなるため、追加的に配布される特定調査票については、色分けやデザインの工夫等により、容易に理解でき、記入しやすいレイアウトにすることにより、報告者負担をできるだけ軽減する必要がある。

また、本調査を取り巻く調査環境は年々厳しくなる状況にあるが、調査の実施に際しては、国民に本調査を周知するための多様なメディアを利用した広報活動や調査対象地区に重点を絞った機動的な広報活動を積極的に行うことにより、調査への協力を確保する必要がある。

なお、今回の改正計画では、基礎調査票及び特定調査票による調査への変更を平成14年1月に一括して行うこととしている。

これについては、変更に伴う結果数字への影響も予想されるものの、データニーズに早期に対応するとともに、実査における混乱を回避し円滑な調査を行うためのものであることから、妥当と認められる。

(4) 調査事項

調査事項については、基礎調査票は、従来の労働力調査の調査事項を原則として継承し、特定調査票は、労働力調査特別調査の調査事項のうち、失業者及び非労働力人口について詳細に把握するための事項を中心に取り込んでいる。

これについては、就業・不就業に関する基本的なデータニーズを踏まえつつ、基礎調査票と特定調査票の役割分担を図り、報告者負担の軽減を図っていること、これまでの調査事項との時系列性の確保にも配慮されていることからおおむね妥当と認められる。

しかしながら、基礎調査票の求職理由及び特定調査票の離職理由の選択肢については、これまでの選択肢との時系列性に配慮し、調査対象者が誤って記入する

ことのないよう文言を見直す必要がある。また、特定調査票の就業可能時期の選択肢については、従来の労働力調査特別調査との時系列性に配慮して細分化する必要がある。

(5) 集計及び公表

特定調査票の集計結果については、毎月の調査結果を3か月分平均して、四半期ごとに公表することとしている。

これについては、現下の厳しい雇用情勢の下では、データをできるだけ早期に入手したいという政策立案者側のニーズは強いものの、季節変動等の影響を適切に処理できるだけのデータの蓄積がない時点においては、現行の労働力調査結果の精度を前提とする場合、四半期ごとの公表はやむを得ないものと認められる。

また、基礎調査票については、従来の労働力調査から選択肢の変更が行われていることから、統計利用者の利便を向上させるために、従来の調査結果との時系列性の確保ができるような集計表を作成するとともに、結果公表に合わせて改正内容の説明を行う必要がある。

2 今後の課題

今後も厳しい雇用情勢が続くとともに、就業・不就業を巡る状況が一層多様かつ複雑化することが予想される中で、本調査は、雇用失業情勢の分析やこれを踏まえた各種の雇用失業対策等の推進に不可欠なデータを提供する調査として、雇用失業統計の中核をなすものと位置付けられる。また、国民のプライバシー意識の高揚、昼間不在世帯の増加等実査を巡る厳しい環境の中で、本調査には、情勢の変化に対応した的確な実態の把握が求められており、特に失業者や非労働力人口の実態に関する詳細な統計を早期に提供することへのニーズが一段と高まっている。

このようなことから、本調査については、変化する社会経済情勢に対応した不断の見直しが求められており、当面、今回新たに導入される特定調査票による調査結果も踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、次の事項について検討を進める必要がある。その際、毎月勤労統計調査等、事業所を対象とする調査との関連分析の結果等も踏まえる必要がある。

- (1) 特定調査票については、季節変動等の影響を適切に処理できるだけのデータが蓄積された段階で、調査結果の毎月公表の可能性について検討することも含め、調査事項、調査方法等調査全般について所要の検討を行うこと。
- (2) 本調査結果の精度をより一層向上させる観点から、被調査経験の有無によって生ずる回答傾向の違いを踏まえ、標本設計、推計方法等について検討を行うための枠組みを設定し、検討すること。
- (3) 特定調査票の新設により、世帯面からみた就業・不就業の状況について、四半期ごとに多角的な分析が可能となることから、新たな指標の開発や特定調査票の属性データの活用による分析等データの多角的・機動的な利用について検討すること。
- (4) 調査票の配布から結果の公表に至る調査の実施過程全般を見直し、情報通信技術の活用等による公表のより一層の早期化について検討すること。

「諮問第 313 号答申 平成 19 年に実施される就業構造基本調査の計画について」
(平成 18 年 12 月 8 日統審議第 11 号) における「今後の課題」への対応状況

(1) ふだんの就業状態のとらえ方について

ふだんの就業状態については、前回調査の答申において、本調査におけるユージュアル・ベースの就業状態のとらえ方について、今後、その基準等を含め幅広く検討する必要があるとされたことを踏まえ、ユージュアル・ベースの調査事項とアクチュアル・ベースの調査事項のクロス集計に基づく結果の分析等に基づき、引き続き検討する必要がある。

特に、どうしてもふだんの状態を決められない者の就業状態の基準の在り方について検討する必要がある。

【対応状況】

ユージュアル・ベースの就業状態の捉え方については、平成 19 年調査結果を用いてユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースの調査事項のクロス集計に基づく結果の分析を行った。

その結果、ユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースで就業状態が整合的でない者の多くは、就業状態が安定していない者（例えば、若年の非正規雇用者など）であることが判明した。

この結果によれば、アクチュアル方式は、参照期間を短くすることで曖昧さを排除し、より客観的な就業状態を把握することができることから、就業状態の足下の動向をみるのに適切であるが、月末 1 週間の状況に左右されるため、構造面の把握という観点からは、安定しない面もある。一方、ユージュアル方式は、参照期間が長いことからふだんの状態を把握できるので、就業状態の構造面を捉えるのに適切であると考えられる。

なお、ユージュアル・ベースの就業状態のとらえ方としては、従来から客観的な基準として、ふだんの就業状態がはっきり決められない場合は、便宜、1 年間に 30 日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」としているところであり、時系列的な面をから、今後も 30 日以上を基準としたい。

※ この基準については、「調査票の記入のしかた」に明記している。

(2) 的確な調査事項の設定について

本調査は、国民の就業構造を詳細にとらえることができる唯一の調査であり、調査事項へのニーズは多種多様なものがある。このため、時系列的な比較の観点からは、定義や調査事項の大幅な変更は慎重に扱うべきと考えられる。しかしながら、この点を考慮しつつ、近年の就業の実態をよりの確にとらえるためには、調査事項の入れ替え並びに設問の仕方及び選択肢の区分の見直しを検討する必要がある。

このような観点から、次回以降の調査においては、「居住地の移動の理由」及び「社会保険の加入状況」について、調査事項の周期化を含めて把握を検討する必要がある。

また、「従業上の地位」の選択肢のうち、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」については、多様化している有期契約労働の実態をよりの確にとらえるため、国勢調査や労働力調査（指定統計第30号を作成するための調査）との比較可能性を考慮しつつ、本調査において見直す方向で検討する必要がある。

【対応状況】

「居住地の移動の理由」については、転勤、離・転職等による労働移動及び転居の実態を把握するため平成14年調査時に導入したものの、平成19年調査時に報告者負担軽減の観点から従来の「1年前の居住地」に戻したところであるが、就業の実態をよりの確にとらえ、かつ時系列的な比較を可能にするという観点から、平成24年調査において再び取り入れることとした。

「社会保険の加入状況」については、過去に雇用保険被保険者数などで世帯側の統計調査と業務統計との間に結果数値の乖離が見受けられるなど、世帯側の調査で把握することは難しい面があると思われるため、慎重に考える必要がある。

なお、今回の調査では、社会保険について、各人の受給状況を把握するため、収入の種類の設定をこれまでの世帯単位から世帯員単位に変更した上で、社会保障給付として「年金・恩給」、「雇用保険」及び「その他」の3区分により捉えることとした。

「従業上の地位」の選択肢については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においても、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討するよう指摘されているところである。これに対し、従業上の地位における「雇用者（役員などを除く）」について、これまで雇用期間によって区分していた「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」の区分に代えて、雇用者について新たに「雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」及び「雇用契約の更新の有無・更新回数」を追加し、雇用契約期間の定めの有無、雇用契約期間を明確に把握できるようにした。

統 審 議 第 1 1 号
平 成 1 8 年 1 2 月 8 日

総 務 大 臣
菅 義 偉 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第313号の答申
平成19年に実施される就業構造基本調査の計画について

総務省は、平成19年に実施を予定している就業構造基本調査（指定統計第87号を作成するための調査）について、近年における雇用形態の多様化、非正規雇用や若年層の無業者の増加等就業構造の変化を踏まえ、就業及び不就業に関する実態をよりの確に把握するため調査事項の変更を行うとともに、調査の円滑かつ効率的な実施の観点及び民間開放に係る取組の推進の観点から、調査方法の変更を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 今回調査の意義

就業構造基本調査（以下「本調査」という。）は、昭和31年の調査開始以降、国民のふだんの就業及び不就業の状態（以下「ユージュアル・ベース」という。）を調査し、全国及び地域別の就業構造や就業異動の実態、就業に関する希望などを明らかにすることを目的として開始され、平成19年に実施予定の今回調査は15回目にあたる。

こうした中、平成14年調査（以下「前回調査」という。）では、調査実施の時期が、雇用情勢が一段と厳しい時期であったことから、本来はユージュアル・ベースの本調査に、月末一週間の就業及び不就業の状態（以下「アクチュアル・ベース」という。）の調査事項を追加することで、雇用情勢の地域別実態をより詳細に把握すると同時に、ユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースの関連を分析することとした。

さらに、前回調査以降、雇用慣行の見直しや定年の延長等を背景として、就業形態の多様化は進展しており、とりわけ、高齢就業者や若年無業者の問題が顕在

化しており、統計需要に的確に対応する観点から、就業及び不就業の詳細な実態を引き続き把握することが求められる状況にある。

(2) 調査対象数

調査対象数については、前回調査と同程度の結果精度を維持するため、今回、15歳以上の者約105万人を調査対象とすることとし、抽出単位（1の世帯が居住することができる建物又は建物の一部）について、前回調査の約44万抽出単位から、今回は約45万抽出単位として、そこに居住する15歳以上の世帯人員を調査する計画である。

これについては、前回調査と同程度の結果精度を維持するために、1世帯当たりの15歳以上平均世帯人員の減少に伴って抽出単位数を増加させるものであり、適当と認められる。

(3) 調査事項

ア 「月末一週間の就業状態」については、前回調査において地域別の雇用情勢が明らかにされたこと、これに代わる新たな調査課題が浮上したこと等から、今回、これを削除する計画である。

しかしながら、前回調査におけるユージュアル・ベースとアクチュアル・ベースとのクロスによって、不安定な就業等の実態が相当程度明らかにされているものの、さらに、育児及び介護・看護に係る実態を明らかにするため、「育児」、「家族の介護・看護」等の選択肢を追加の上、前回調査に引き続き把握することが必要である。

なお、当該事項の把握に当たっては、報告者の混乱を招かないよう、両者の区分の明確化に留意する必要がある。

イ 「居住地移動の時期・理由」については、簡素な質問形式に変更するために削除し、「1年前の居住地」に変更して把握する計画である。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、適当と認められる。

ウ 会社などの役員及び自営業主に対して、自分で事業を起こしたか否かの「起業の有無」について、新たに把握する計画である。

これについては、雇用機会の創出や女性の社会進出の分析等に資するものであり、適当と認められる。

エ 有業者の職業能力開発の実態を明らかにするため、「訓練・自己啓発の実施の状況」について、新たに把握する計画である。

これについては、職業能力開発行政の基礎資料を整備するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、職業能力開発の趣旨にかんがみ、訓練・自己啓発の効果を期待される無業者についても把握する必要がある。

さらに、自己啓発については、職業能力開発に係る政策の効果測定に資するため、公的機関による助成の有無を選択肢に追加することが必要である。

オ 仕事をしたいと思っていない無業者の実態を把握するため、「就業を希望しない理由」について、新たに把握する計画である。

これについては、特に若年層の無業者の実態について社会的関心が高まって

おり、その要因把握に資することから、適当と認められる。

カ 学校卒業後初めて就いた職（以下「初職」という。）の状況を明らかにするため、「初職と現在の仕事又は前の仕事との関係」、「初職についての時期」及び「初職の従業上の地位及び勤め先での呼称」について、新たに把握する計画である。

これについては、初職の状況が、その後の就業に与える影響等を把握するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「初職の従業上の地位」の選択肢については、当該調査事項の重要度を勘案し、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」を削除することが必要である。

キ 「配偶の関係」の選択肢のうち、「配偶者なし」を「未婚」、「死別・離別」に分割する計画である。

これについては、若年層の無業者等の就業実態のよりの確な把握に資するものであり、適当と認められる。

ク 「教育の状況」の選択肢のうち、「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に分割し、また、「短大・高専」を「短大・高専」と「専門学校」に分割する計画である。

これについては、分割する区分における在学・卒業者数が近年増加していること及び他調査との比較に資することから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「専門学校」等の選択肢の並べ方については、報告者の混乱を避けるため、「高校」、「専門学校」、「短大・高専」の配列とすることが必要である。

ケ 「就業日数又は就業時間」の選択肢のうち、1週間の就業時間の「60時間以上」を「60～64時間」と「65時間以上」に分割する計画である。

これについては、長時間労働者の実態の把握に資するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、1年間の就業日数についても、自営業主を含む長時間労働者の実態を把握するため、「250日以上」を「250～299日」と「300日以上」に分割する必要がある。

コ 「前職の離職理由」の選択肢のうち、「定年又は雇用契約の満了」を「定年」と「雇用契約の満了」に分割する計画である。

これについては、いわゆる2007年問題等による離職の実態をよりの確にとらえる観点から、適当と認められる。

サ 「副業」については、前回調査に係る諮問第280号の答申において、副業に係る事項の拡充を図ることが提言されたところであるが、前回調査と同様の計画で副業の有無、副業の産業について把握する計画である。

これについては、就業形態の多様化が進み、特に専門的職業による同業種の兼業等副業の増加が見込まれることを踏まえ、よりの確な実態把握を行うため、「調査票の記入のしかた」において副業の例示を記入する等の措置をとることが必要である。

シ 「雇用形態」の選択肢のうち「契約社員・嘱託」について、前回調査と同様に把握する計画である。

しかしながら、これについては、契約社員と嘱託が異なる雇用の形態であること、就業形態の多様化や高齢化に伴い今後増加が見込まれることを踏まえ、「契約社員」と「嘱託」に選択肢を分割することが必要である。

(4) 調査方法

調査方法については、一部の市町村において、調査対象者の選択により、インターネットを用いた回答を可能とすることを計画している。

これについては、導入地域が限定されるが、回答方法の多様化により、報告者負担の軽減にも資することから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、利用するオンラインシステムが試行段階であること、このような調査方法の世帯への導入例がないこと等から、実査段階における十分な体制整備を行うとともに、調査結果に基づき、事後的な報告・評価を行うことが必要である。

(5) 調査結果の集計及び公表

調査結果の集計については、今回、調査事項に対応した集計様式の変更を計画するとともに、産業及び職業について、国勢調査（指定統計第1号を作成するための調査）の産業及び職業分類に準じて集計することを計画している。

これらについては、より詳細な就業の実態を把握することに資するため、適当と認められる。

なお、年齢階級別の集計については、企業における定年の延長、継続雇用制度等の導入を踏まえ、高齢者等の就業のより詳細な実態把握に資するため、高齢者層の各歳別の集計を行うことが必要である。

2 民間開放の導入

今回調査については、統計調査の実施に関わる業務の民間開放を推進する観点から、調査方法の一つとして、地方公共団体において、統計の正確性・信頼性の確保及び調査対象者の秘密保護が図られることを前提条件として、実地調査に係る業務の民間事業者への委託を可能とする計画である。

しかしながら、このことについては、今回調査の計画案において、具体的な実施計画案が示されるに至らず、また、導入の前提とされる調査精度の確保についても試験調査による検証が行われていない状況の中、可能な範囲で審議を行わざるを得なかった。

今回の本調査の民間開放の取組について、総務省は、調査実施期日までの間、導入することが予定される地方公共団体との調整を行うこととしているが、円滑な導入を図る観点から事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備を進めることにより、事務処理に万全を期す必要がある。その際には、高品質の統計の作成のため、調査内容の秘密保護や結果精度等について十分担保した実施計画を策定することが必要である。

3 今後の課題

本調査は、社会経済情勢の変化や少子化及び高齢化の進展等を踏まえた就業構造の分析の基礎資料として、官民を問わず幅広く利用され、時代の変化に対応した的確な調査事項の設定等が求められている。このことを踏まえ、統計体系の整備及び統計需要への的確な対応等の観点から、今後、以下の課題について検討する必要がある。

(1) ふだんの就業状態のとらえ方について

ふだんの就業状態については、前回調査の答申において、本調査におけるユージュアル・ベースの就業状態のとらえ方について、今後、その基準等を含め幅広く検討する必要があるとされたことを踏まえ、ユージュアル・ベースの調査事項とアクチュアル・ベースの調査事項のクロス集計に基づく結果の分析等に基づき、引き続き検討する必要がある。

特に、どうしてもふだんの状態を決められない者の就業状態の基準の在り方について検討する必要がある。

(2) 的確な調査事項の設定について

本調査は、国民の就業構造を詳細にとらえることができる唯一の調査であり、調査事項へのニーズは多種多様なものがある。このため、時系列的な比較の観点からは、定義や調査事項の大幅な変更は慎重に扱うべきと考えられる。しかしながら、この点を考慮しつつ、近年の就業の実態をよりの確にとらえるためには、調査事項の入れ替え並びに設問の仕方及び選択肢の区分の見直しを検討する必要がある。

このような観点から、次回以降の調査においては、「居住地の移動の理由」及び「社会保険の加入状況」について、調査事項の周期化を含めて把握を検討する必要がある。

また、「従業上の地位」の選択肢のうち、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」については、多様化している有期契約労働の実態をよりの確にとらえるため、国勢調査や労働力調査（指定統計第30号を作成するための調査）との比較可能性を考慮しつつ、本調査において見直す方向で検討する必要がある。

各種指摘に対する雇用失業統計調査における対応 ～労働力調査及び就業構造基本調査～

	指摘	対応	
		労働力調査	就業構造基本調査
公的統計の整備に関する基本的な基本計画	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係の分析	・「C2 就業希望者の非就業理由」について、出産・育児、看護・介護を把握するため選択肢を分割(特定調査票)	〔有業者が回答〕 ・「A7 就業時期」は全ての有業者から把握するほか、「A9 希望就業時間」について、継続就業者に加え、転職希望者及び追加就業希望者からも把握できるよう設問位置を変更 〔無業者が回答〕 ・「B6 非求職理由」、「B9 非就業希望理由」、「C3 前職の離職理由」に出産を追加 〔全ての者が回答〕 ・「E 育児・介護の状況について」を追加
	○ 実労働時間のより適切な把握	・「⑧ 月末1週間の就業日数」の追加(基礎調査票) ・「⑨ 月間就業日数」を追加(基礎調査票)	〔有業者が回答〕 ・「A5 週間就業時間」の実態をより詳細に把握するため選択肢を分割
	○ 有期雇用契約期間等の実態把握	・「⑩ 従業上の地位」において「常雇」を「常雇(有期)」と「常雇(無期)」に分割(基礎調査票)	〔有業者が回答〕 ・「A1 勤め先の呼称のみ」把握することに変更 ・「A1の3 雇用契約期間の定めの有無、1回当たりの雇用契約期間」の追加 ・「A1の4 雇用契約の更新の有無、更新回数」の追加
法施行状況に関する審議結果	○ 非正規雇用者(不本意型を含む)の雇用形別数の把握	・「⑪ 勤め先における呼称」について特定調査票から基礎調査票に移動 ・「⑫ 勤め先・業者などの経営組織・名称及び事業の内容」において派遣労働者の産業の把握方法を派遣元事業所から派遣先事業所に変更(基礎調査票)	
	○ 非正規雇用の実情	・「A4 非正規雇用に就いた理由」の追加(特定調査票)	現行どおり (有業者を対象に、「A8 転職希望者」の「A8の2 転職希望理由」及び「A8の3 希望する雇用形態」を把握)

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定） （抜粋）

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

ア 現状・課題等

少子高齢化等の進展への対応は、我が国における最重要課題の一つとなっている。とりわけ「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の同時達成の鍵は、就業と結婚や出産・子育てとの二者択一構造の解決にあるとされている。このため、ワークライフバランスにも配慮し、結婚、出産、子育て期の男女、とりわけ女性が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。

イ 取組の方向性

このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、①配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握、②就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための適時・正確な関連統計の整備について検討する。

(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

ア 現状・課題等

労働市場は時代の変化とともに大きく変容しており、非正規雇用者の割合が 3 割を超えるなど、働き方が多様化している。また、転職する人の割合が上昇しているほか、仕事を見つける経路も多様化するなど、労働移動にも大きな変化がみられている。

しかしながら、現行の労働統計では、労働市場の実態が十分に把握されていないとの指摘があり、改善が必要となっている。

イ 取組の方向性

近年増加を続けている非正規雇用の実態について、雇用形態、業務内容、労働時間等を一元的に把握する統計の整備を図る。特に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査の実施に向けた取組を行う。

また、事業所の開設及び廃止による雇用増減への影響を把握するため、諸外国で整備されている雇用創出及び消失指標を我が国においても整備する。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（関係部分）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項			
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。

統計法施行状況に関する審議結果（抜粋）

◆ 平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書 （平成22年 9月30日統計委員会）（抜粋）

2 第2ワーキンググループ関係

（1）検討内容

- 1) 人口・社会統計関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の3点とした。
 - ① 就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係（以下「ワークライフバランスの状況」という。）を詳細に分析するための関連統計の整備
 - ② 人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳の利活用の推進
 - ③ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働市場の実態を把握するための非正規雇用関係統計の整備

（2）ワーキンググループの意見

1) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について関係府省共同の検討会（研究会）を設置するなど、関係府省による横断的な検討が不可欠である。特に、以下の取組を実施することが必要である。

- (i) 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析すること
- (ii) 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること
- (iii) ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと
- (iv) 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識などワークライフバランスに関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

2) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- (i) 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の

実施について検討を行うこと

- (ii) 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと
- (iii) 非正規雇用者の実情を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

◆ **平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書**
(平成23年9月22日統計委員会) (抜粋)

2 重点検討事項の審議結果

(2) 昨年度の検討事項のフォローアップ

〈その他の重要な事項〉

④ 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

ア 統計整備等の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- i) 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと。
- ii) 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと。
- iii) 非正規雇用者の実情を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと。

イ 平成22年度において講じられた措置等

総務省と厚生労働省は、統計委員会の指摘を踏まえ、雇用・労働統計の体系的整備に関して、「雇用失業統計研究会」及び「厚生労働統計の整備に関する検討会」等において緊密な情報交換を行い、必要な措置を実施した。主な措置内容は以下のとおりである。

- i) 非正規雇用全体の状況を的確に把握するため、関係統計について以下の取組を実施した。
 - 有期雇用契約者の詳細を把握するため、労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容の変更について検討した。
 - 非正規雇用の雇用形態別の詳細を労働力調査で毎月把握することを検討した。また、不本意型を含む非正規雇用者増加の背景を労働力調査で四半期ごとに把握することを検討した。
 - 実労働時間のより適切な把握に必要な項目を検証するため、「実労働時間に関するWEBアンケート」を実施した。アンケート結果を踏まえ、労働

力調査における年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目の追加について検討した。

- 雇用構造調査において、就業形態別の労働者割合等を毎年継続的に調査することについて検討した。
- ii) 労働者の自発的な離職・転職の詳細を把握するため、関係統計について以下の取組を実施した。
 - 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」を調査するとともに、前職との賃金比較に関する調査を実施した。
 - 21世紀成年者縦断調査において、1年前との就業の状況を比較できるような調査を実施した。
- ウ 施策の推進に当たっての留意事項
 - 総務省と厚生労働省が非正規関係統計の体系的整備に向け、緊密な情報交換を行い、具体的検討を進めていると評価できる。

統計リソースの厳しい制約の中で、非正規雇用の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関係統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要である。このため、今後は、特に、以下の点に留意して実施することが必要である。
 - i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。
 - ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。
 - iii) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。
 - iv) 雇用・労働統計の「従業上の地位」に係る分類の在り方について、引き続き、統計基準として設定することの可否について検討すること。